

平成26年10月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 一柳壮志

平成23年(ワ)第■■■号 保険金請求事件 (以下「第1事件」という。)

平成23年(ワ)第■■■号 保険金請求事件 (以下「第2事件」という。)

平成23年(ワ)第■■■号 共済金請求事件 (以下「第3事件」という。)

平成24年(ワ)第■■■号 保険金請求事件 (以下「第4事件」という。)

平成24年(ワ)第■■■号 保険金請求事件 (以下「第5事件」という。)

平成24年(ワ)第■■■号 共済金請求事件 (以下「第6事件」という。)

口頭弁論終結日 平成26年■■月■■日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

(当事者の略称について)

以下では、各当事者の略称については、次の表の例による。

当事者	略称
第1事件原告■■■■■	原告■■■ X1
第2事件原告■■■■■	原告■■■ X2
第3事件原告■■■■■	原告■■■ X3
第4事件原告■■■■■	原告■■■ X4
第5事件原告■■■■■	原告■■■ X5
第6事件原告■■■■■	原告■■■ X61
第6事件原告■■■■■	原告■■■ X62

第1事件及び第5事件被告 [REDACTED] [REDACTED]	被告 [REDACTED] Y1
第1事件及び第2事件被告 [REDACTED] [REDACTED]	被告 [REDACTED] Y2
第3事件及び第6事件被告 [REDACTED]	被告 [REDACTED] Y3
第4事件被告 [REDACTED]	被告 [REDACTED] Y4

第1 請求

別紙2請求目録記載のとおり

第2 事案の概要

本件は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において津波により浸水した宮城県気仙沼市 [REDACTED] A [REDACTED] (以下、単に「[REDACTED] A [REDACTED]」という。) 所在の建物又は動産を保険又は共済の目的として被告らとの間で保険契約又は共済契約を締結していた原告らが、同月14日に [REDACTED] A [REDACTED] で発生した火災により当該建物又は動産が焼損したと主張して、被告らに対し、保険金又は共済金及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めて第1事件ないし第6事件の各訴えを提起し、第1事件を基本事件として弁論が併合して審理された事案である。

上記各事件における原告らの請求原因の骨子は、後記2のとおりである。また、上記各事件に共通する主要な争点は、後記3のとおりであるが、これを簡単に要約すると、① 保険又は共済の目的である建物又は動産が平成23年3月14日に発生した火災により焼損したか、それともこれに先立つ同月11日の地震及び津波により既に滅失していたか、② 当該火災は当該津波によって発生したものか(そうであれば被告らは約款等の定めにより免責される。)、③ 当該火災において当該建物又は動産に生じた損害は当該火災が当該津波によって延焼又は拡大して発生したものか(そうであれば当該火災の発生原因を問わず被告らは約款等の定めにより免責される。)が争われているものである。

1 基礎となる事実

以下の各事実は、当事者間に争いがなく、又は掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる（なお、以下では、同一内容の書証が重複して提出されている場合には、甲号証が提出されているときには甲号証の書証番号のみを、甲号証のうちに重複があるときはそのうちで最も若い書証番号のみをそれぞれ掲記することとする。）。

(1) 被告ら

ア 被告 Y1、被告 Y2 及び被告 Y4 は、いずれも保険事業等を目的とする株式会社である。なお、被告 Y4 は、
及び
が平成 年 月 日に新設合併して設立された。

イ 被告 Y3、農業災害補償法に基づいて設立され、建物共済等の事業を行っている農業共済組合である（弁論の全趣旨）。

(2) 保険契約又は共済契約の締結及び内容

ア 第1事件

(ア) 被告 Y1 との間の保険契約

原告 X1 は、被告 Y1 との間で、別紙3契約目録記載1のとおり、別紙4物件目録記載1の建物（丙①2。以下「原告 X1 居宅建物」という。）敷地内に収容される家財（以下「原告 X1 家財」という。）を保険の目的として家庭総合保険契約（以下「原告 X1 家財保険契約」という。）を締結していた（乙①7、弁論の全趣旨）。原告 X1 家財保険契約には、別紙5被告 Y1 約款目録記載1の家庭総合保険普通保険約款（ベーシック・新価補償用）（以下「Y1 家庭約款」という。）が適用される（乙①1、弁論の全趣旨）。

また、原告 X1 は、被告 Y1 との間で、別紙3契約目録記載2のとおり、別紙4物件目録記載2の建物（甲①4。以下「原告 X1

■店舗建物」という。)並びにこれに收容される設備・什器,商品その他の動産(以下「原告■X1■店舗動産」という。)を保険の目的として事業者総合保険契約(以下「原告■X1■店舗保険契約」という。)を締結していた(乙①8,弁論の全趣旨)。原告■X1■店舗保険契約には,別紙5被告■Y1■約款目録記載2の事業者総合保険普通保険約款(ベーシック用)(以下「被告■Y1■事業者約款」という。)が適用される(乙①2,弁論の全趣旨)。

(イ) 被告■Y2■との間の保険契約

原告■X1■及びその妻である■X1妻■は,被告■Y2■との間で,別紙3契約目録記載3のとおり,原告■X1■居宅建物を保険の目的として火災保険契約(以下「原告■X1■居宅保険契約」という。)を締結していた(丙①4,弁論の全趣旨)。原告■X1■居宅保険契約には,別紙6被告■Y2■約款等目録記載1の住宅金融公庫融資住宅等火災保険特約条項(以下「被告■Y2■特約条項」という。)及び同目録記載2の住宅火災保険普通保険約款(以下「被告■Y2■約款」という。)が適用される(丙①1,4,弁論の全趣旨)。

イ 第2事件

原告■X2■は,被告■Y2■との間で,別紙3契約目録記載4のとおり,別紙4物件目録記載3の建物(丙②2。以下「原告■X2■建物」という。)を保険の目的として火災保険契約(以下「原告■X2■保険契約」という。)を締結していた(丙②6,弁論の全趣旨)。原告■X2■保険契約には,被告■Y2■特約条項及び被告■Y2■約款が適用される(丙②1,6,弁論の全趣旨)。

ウ 第3事件

原告■X3■は,被告■Y3■との間で,別紙3契約目録記載5のとおり,別紙4物件目録記載4の建物(甲④1。以下「原告■X3■2階建建物」とい

う。)及びこれに收容されている家具類(以下「原告 X3 家具類」という。)
う。)並びに同目録記載5の建物(甲④2。以下「原告 X3 1階建建物」という。)
を共済の目的として建物火災共済契約(以下「原告 X3 共済契約」という。)
を締結していた(丁④1, 弁論の全趣旨)。原告 X3 共済契約には、別紙7被告 Y3 約款等目録記載1の建物火災共済約款
(以下「被告 Y3 火災約款」という。)及び同目録記載3の新価特約条項
(以下「被告 Y3 新価条項」という。)が適用される(丁④1, 2, 弁論
の全趣旨)。

エ 第4事件

原告 X4 は、
との間で、別紙3契約目録記載6のとおり、別紙4物件目録記載6の建物(甲⑦1。以下「原告 X4 建物」という。)
を保険の目的として火災保険契約(以下「原告 X4 保険契約」という。)
を締結していた(戊⑦1, 弁論の全趣旨)。原告 X4 保険契約には、別紙8被告 Y4 約款目録記載1の火災保険普通保険約款
(一般物件用)(以下「被告 Y4 火災約款」という。)が適用される
(戊総1, 戊⑦1, 弁論の全趣旨)。

オ 第5事件

原告 X5 は、被告 Y1 との間で、別紙3契約目録記載7のとおり、
別紙4物件目録記載7の建物(甲③1。以下「原告 X5 建物」という。)
のうち1階の増築部分(A 所在、木骨造サイディング板張金属板張平屋建、床面積51.62㎡。以下「原告 X5 増築部分」という。)
を除いた部分(以下「原告 X5 2階建部分」という。)及び原告 X5 2階建部分の敷地内に收容される家財(以下「原告 X5 家財」という。)
を保険の目的として家庭総合保険契約(以下「原告 X5 保険契約」という。)
を締結していた(乙③1, 4, 弁論の全趣旨)。原告 X5 保険契約には、被告 Y1 家庭約款が適用される(乙①1, 弁論の全趣旨)。

なお、後記4(3)のとおり、原告X5 保険契約の成立時期等については原告X5 と被告Y1 との間に争いがあるが、いずれにせよ、原告X5 保険契約が別紙3 契約目録記載7 の内容で成立していることは当事者間に争いがない。

カ 第6事件

(7) 原告X61

原告X61 は、被告Y3 との間で、別紙3 契約目録記載8 のとおり、別紙4 物件目録記載8 の建物（甲⑤4。以下「B 荘」という。）のうち2階8号室部分（床面積33㎡。以下「原告X61 居室」という。）及びこれに収容されている家具類（以下「原告X61 家具類」という。）を共済の目的として建物火災共済契約（以下「原告X61 共済契約」という。）を締結していた（丁⑤1、弁論の全趣旨）。原告X61 共済契約には、被告Y3 火災約款及び被告Y3 新価条項が適用される（丁④2、丁⑤1、弁論の全趣旨）。

(4) 原告Y62

原告Y62 は、被告Y3 との間で、別紙3 契約目録記載9 のとおり、別紙4 物件目録記載9 の建物（甲⑤3。以下「原告Y62 建物」という。）を共済の目的として建物総合共済契約（以下「原告Y62 共済契約」という。）を締結していた（丁⑥1、弁論の全趣旨）。原告Y62 共済契約には、別紙7 被告Y3 約款等目録記載2 の建物総合共済約款（以下「被告Y3 総合約款」という。）及び被告Y3 新価条項が適用される（丁④2、丁⑥1、弁論の全趣旨）。

(3) 東日本大震災及びA における火災の発生

ア 平成23年3月11日午後2時46分頃、三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分）を震央とし、震源の深さが24km、規模がマグニチュード9.0の大地震「平成23年（2011年）東北地方大

平洋沖地震」(以下「本件地震」という。)が発生し、これにより大津波(以下「本件津波」という。)が引き起こされた(乙総91(6頁))。

宮城県気仙沼市においても、本件地震により、同市赤岩で震度6弱、同市笹が陣で震度5強を記録する強い揺れが観測された(乙総91(6頁))。また、同日午後3時頃以降、気仙沼湾岸を含む同市沿岸にも本件津波が繰り返し到来し、**A**を含む同市内の**C**地区一帯も本件津波により浸水した(甲総12, 14, 乙総66, 弁論の全趣旨)。

イ 同月14日、次のとおり**A**において大規模な火災(以下「本件火災」という。)が発生し、おおむね別紙9現場付近図記載の太線及び斜線部分で囲まれた範囲内の区域(水平投影面積約3万6444㎡。以下「本件焼損区域」という。)の建物、瓦礫等を焼損した(甲総34)。

(ア) 気仙沼・本吉広域行政事務組合消防本部(以下「消防本部」という。)に通報があった日時

平成23年3月14日午後10時34分

(イ) 鎮圧の日時

平成23年3月15日午後8時20分

(ウ) 鎮火の日時

平成23年3月25日午後3時

ウ 別紙4物件目録記載の各建物は、東日本大震災の発生前の時点において、いずれも本件焼損区域内に所在していた。その具体的な位置関係は、次のとおりである(以下では、別紙9現場付近図記載のAないしHの符号が付された各ブロックを単に「Aブロック」の例により表記する。また、同別紙においてブロックごとに当該ブロック内に所在する建物に付された番号に従い、各建物を「Aブロック①建物」の例により表記する。)

(ア) 原告**X1** 居宅建物 Aブロック⑦建物

(イ) 原告**X1** 店舗建物 Aブロック⑥建物

- (ウ) 原告 X2 建物 Fブロック⑧建物
(エ) 原告 X3 2階建建物 Hブロック⑫建物
(オ) 原告 X3 1階建建物 Hブロック⑭建物
(カ) 原告 X4 建物 Aブロック④建物
(キ) 原告 X5 建物 Fブロック⑨建物
(ク) B 荘 Gブロック⑤建物
(ケ) 原告 X62 建物 Gブロック⑯建物

エ 原告 X3 1階建建物は、本件津波により流出して滅失した。

(4) 保険金又は共済金の支払

ア 第1事件

被告 Y1 は、平成23年5月16日、原告 X1 家財保険契約に
附帯する地震保険契約に基づき、原告 X1 に対し、地震保険金900
万円を支払った。

イ 第3事件

被告 Y3 は、第3事件の訴えが提起されるまでに、原告 X3 共済契約
に基づき、原告 X3 に対し、地震火災費用共済金200万円を支払った。

ウ 第4事件

被告 Y4 は、平成23年5月18日、原告 X4 と被告 Y4 の間
の地震保険契約に基づき、原告 X4 に対し、地震保険金750万円を支払
った(戊⑦6, 7, 弁論の全趣旨)。

エ 第5事件

被告 Y1 は、平成23年5月1日、原告 X5 と被告 Y1 の間の
家庭総合保険契約(保険期間を平成22年3月12日から平成23年3月
12日までとするほか、原告 X5 保険契約と同一の内容のもの。以下「更
新前原告 X5 保険契約」という。)に基づき、原告 X5 に対し、地震保険
金1500万円を支払った(弁論の全趣旨)。

また、被告 Y1 は、平成24年1月30日、原告 X5 保険契約に基づき、原告 X5 に対し、地震火災費用保険金105万円を支払った（弁論の全趣旨）。

オ 第6事件

被告 Y3 は、第6事件の訴えが提起されるまでに、原告 X61 共済契約に基づき、原告 X61 に対し、地震火災費用共済金50万円を支払った。

また、被告 Y3 は、平成23年6月9日、原告 X62 共済契約に基づき、原告 X62 に対し、損害共済金450万円を支払った。

(5) 遺産分割及び債権譲渡

ア 原告 X1 関係の遺産分割

(ア) 原告 X1 居宅建物は、平成23年3月11日当時、原告 X1 と X1 妻 が2分の1ずつの共有持分を有していた（丙①2）。

(イ) X1 妻 は、平成23年3月11日死亡したところ、本件火災に係る原告 X1 居宅保険契約に基づく被告 Y2 に対する保険金請求権のうち、X1 妻 の上記共有持分に相当する部分（同人の遺産である上記共有持分の代償財産）につき、第1事件の訴え提起までに、相続人全員（原告 X1 ，同人と X1 妻 の子である X1 子1 | X1 子2 及び X1 子3 ）の間で、原告 X1 がこれを取得する旨の遺産分割協議が成立した（甲①6の1ないし10）。

イ 原告 X2 関係の債権譲渡

(ア) 原告 X2 建物は、平成23年3月11日当時、原告 X2 とその母である X2 母 が2分の1ずつの共有持分を有していた（甲②1，丙②2）。

(イ) X2 母 は、平成23年12月21日までに同人が被告 Y2 に対して有する本件火災に係る原告 X2 保険契約に基づく保険金請求権を原告 X2 に譲渡し、その旨を平成25年6月27日に内容証明

郵便により被告 Y2 に通知した（甲②5の1及び2）。

2 上記基礎となる事実を前提とした請求原因の骨子

(1) 原告 X1 (第1事件)

ア 被告 Y1 に対する請求原因

(7) 主位的請求について

a 原告 X1 家財保険契約に基づく保険金

(a) 原告 X1 家財は、本件火災により全焼した。原告 X1 家財保険契約の保険金額は1800万円であるから、火災保険金として1800万円が支払われるべきであるという原告 X1 の期待は、法的保護に値する。

(b) また、原告 X1 家財保険契約には新価特約が付されていたところ、再調達価額は保険金額と一致するのが通常であるから、本件火災により全焼した原告 X1 家財の再調達価額は1800万円であり、これが原告 X1 の損害の額となる（被告 Y1 家庭約款第2章冒頭定義部分）。そして、本件において被告 Y1 家庭約款第2章2条、別表2所定の自己負担額は存在しないから、原告 X1 家財に係る損害保険金の額は1800万円である。

(c) そこで、上記(a)又は(b)の1800万円から被告 Y1 が支払済みの地震保険金900万円を控除した残額の900万円を請求額とする。

b 原告 X1 店舗保険契約に基づく保険金

原告 X1 店舗建物及び原告 X1 店舗動産は、本件火災により全焼した。原告 X1 店舗保険契約の保険金額は1610万円であるから、火災保険金として1610万円が支払われるべきであるという原告 X1 の期待は、法的保護に値する。

c 小括

よって、原告 X1 は、被告 Y1 に対し、主位的に、原告 X1 家財保険契約に基づく損害保険金 900 万円及び原告 X1 店舗保険契約に基づく損害保険金 1610 万円の合計 2510 万円並びにこれに対する訴状送達の日翌日である平成 24 年 1 月 6 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(イ) 予備的請求について

a 原告 X1 家財保険契約に基づく保険金

(a) 損害保険金

仮に、新価特約の適用に当たり、原告 X1 家財の一部が本件津波によって被災して減価していたことを再調達価額の算定において考慮するとしても、原告 X1 家財については、本件津波の被災直前における再調達価額は 1800 万円であったところ、そのうち 2 分の 1 は本件津波による浸水被害が一切なかったから、原告 X1 家財のうち本件火災により焼損した部分の再調達価額は 900 万円を下らない。したがって、損害の額及び損害保険金の額も、900 万円となる（被告 Y1 家庭約款第 2 章冒頭定義部分、2 条、別表 2）。

(b) 事故発生時諸費用保険金

また、原告 X1 に対しては、上記損害保険金の額の 30% に相当する 300 万円の事故発生時諸費用保険金が支払われるべきである（被告 Y1 家庭約款第 3 章 1 条、別表 3。なお、900 万円の 30% 相当額は 270 万円となるはずであるが、原告 X1 は上記のとおり 300 万円と主張している。）。

(c) 既払金の控除

ところで、上記(a)のとおり原告 X1 家財の地震による損害

は「半損」にすぎなかったところ、「半損」により支給される地震保険金は450万円である。したがって、原告 X1 家財に関しては、上記(a)及び(b)の合計1200万円から上記「半損」の額を超えて受領した地震保険金450万円を控除した残額の750万円を請求額とする。

b 原告 X1 店舗保険契約に基づく保険金

(a) 損害保険金

原告 X1 店舗建物及び原告 X1 店舗動産は、本件火災により一部焼損し、本件火災発生前の価値の4分の1程度にまで価額が減少した。

原告 X1 店舗建物については、本件津波の被災直前における保険価額（時価額、被告 Y1 事業者約款第1章冒頭定義部分）は1091万7500円であったところ、本件津波による被災後もなお43.20%程度の残価率を有していたから、本件火災発生時の保険価額は471万6360円であった。これが本件火災により4分の1程度にまで価額が減少したのであるから、損害の額は353万7270円である。

原告 X1 店舗動産については、評価額（保険金額）が1610万円であるところ、相当部分が本件津波等によって流出するか浸水したが、なおも一部使用に耐えるものが残っており、1割程度の価値が残存していたと思われる。すなわち、残存部分の保険価額は161万円である。これが本件火災により4分の1程度にまで価額が減少したのであるから、損害の額は120万7500円である。

したがって、原告 X1 店舗建物及び原告 X1 店舗動産に係る損害保険金の額は、上記各損害合計額の474万4770円である（被告 Y1 事業者約款第1章14条①）。

(b) 臨時費用保険金

また、原告 X1 に対しては、上記損害保険金の額の30%に相当する142万3431円の臨時費用保険金が支払われるべきである(被告 Y1 事業者約款第1章3条, 17条(1))。

c 小括

よって、原告 X1 は、被告 Y1 に対し、予備的に、原告 X1 家財保険契約に基づく保険金750万円(損害保険金900万円及び事故発生時諸費用保険金300万円の計1200万円の内金)と原告 X1 店舗保険契約に基づく保険金計616万8201円(損害保険金474万4770円及び臨時費用保険金142万3431円)の合計1366万8201円並びにこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年1月6日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 被告 Y2 に対する請求原因

(ア) 主位的請求について

原告 X1 居宅建物は、本件火災により全焼した。原告 X1 居宅保険契約の保険金額は2500万円であるから、火災保険金として2500万円が支払われるべきであるという原告 X1 の期待は、法的保護に値する。

よって、原告 X1 は、被告 Y2 に対し、原告 X1 居宅保険契約に基づく損害保険金2500万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年1月6日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(イ) 予備的請求について

a 損害保険金

原告 X1 居宅建物については、本件津波の被災直前における保

除価額（時価額，被告 Y2 特約条項 1 条 3 項 1 号）は 1 9 7 5 万円であったところ，本件津波による被災後もなお 5 8 . 8 0 % 程度の残価率を有していたから，本件火災発生時の保険価額は 1 1 6 1 万 3 0 0 0 円であった。これが本件火災により全焼したのであるから，損害の額は 1 1 6 1 万 3 0 0 0 円である。したがって，原告 X1 居宅建物に係る損害保険金の額は，1 1 6 1 万 3 0 0 0 円である（被告 Y2 特約条項 1 条 1 項 (1)，3 条 1 項）。

b 臨時費用保険金

また，上記損害保険金の額の 3 0 % 相当額は 1 0 0 万円を超えるから，原告 X1 に対しては，1 0 0 万円の臨時費用保険金が支払われるべきである（被告 Y2 特約条項 1 条 5 項，5 条 1 項 (1)）。

c 小括

よって，原告 X1 は，被告 Y2 に対し，予備的に，原告 X1 居宅保険契約に基づく損害保険金 1 1 6 1 万 3 0 0 0 円及び臨時費用保険金 1 0 0 万円の合計 1 2 6 1 万 3 0 0 0 円並びにこれに対する訴状送達の日翌日である平成 2 4 年 1 月 6 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(2) 原告 X2（第 2 事件）

ア 主位的請求について

原告 X2 建物は，本件火災により全焼した。原告 X2 保険契約の保険金額は 2 5 0 0 万円であるから，火災保険金として 2 5 0 0 万円が支払われるべきであるという原告 X2 の期待は，法的保護に値する。

よって，原告 X2 は，被告 Y2 に対し，主位的に，原告 X2 保険契約に基づく損害保険金 2 5 0 0 万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成 2 4 年 1 月 6 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分

の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 予備的請求について

(7) 損害保険金

原告 X2 建物については、本件津波の被災直前における保険価額（時価額、被告 Y2 特約条項1条3項(1)）は2052万円であったところ、本件津波による被災後もなお62.25%程度の残価率を有していたから、本件火災発生時の保険価額は1277万3700円であった。これが本件火災により全焼したのであるから、損害の額は1277万3700円である。したがって、原告 X2 建物に係る損害保険金の額は、1277万3700円である（被告 Y2 特約条項1条1項(1)、3条1項）。

(4) 臨時費用保険金

また、上記損害保険金の額の30%相当額は100万円を超えるから、原告 X2 に対しては、100万円の臨時費用保険金が支払われるべきである（被告 Y2 特約条項1条5項、5条1項(1)）。

(7) 小括

よって、原告 X2 は、被告 Y2 に対し、予備的に、原告 X2 保険契約に基づく損害保険金1277万3700円及び臨時費用保険金100万円の合計1377万3700円並びにこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年1月6日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(3) 原告 X3 (第3事件)

ア 主位的請求について

原告 X3 共済契約における共済の目的のうち原告 X3 2階建建物及び原告 X3 家具類は、本件火災により全焼した。これらの共済金額は原告 X3 2階建建物につき2300万円、原告 X3 家具類につき110

0万円であるから、火災共済金として3400万円が支払われるべきであるという原告 X3 の期待は、法的保護に値する。

なお、原告 X3 共済契約における共済の目的のうち原告 X3 1階建建物（共済金額600万円）については、本件津波により流失した。

ところで、原告 X3 2階建建物及び原告 X3 家具類については、地震等と因果関係のある火災によって損害を受けたわけではないから、上記の3400万円から被告 Y3 が支払済みの地震火災費用共済金200万円のうち原告 X3 2階建建物及び原告 X3 家具類に対応する部分である170万円を控除した残額の3230万円を請求額とする。

よって、原告 X3 は、被告 Y3 に対し、主位的に、原告 X3 共済契約に基づく損害共済金3230万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年1月6日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 予備的請求について

(7) 原告 X3 2階建建物に係る共済金

a 損害共済金

原告 X3 2階建建物については、本件津波の被災直前における共済価額（時価額、被告 Y3 火災約款3条）は2282万7500円であったところ、本件津波による被災後もなお31.3%程度の残価率を有していたから、本件火災発生時の共済価額は714万5007円であった。これが本件火災により全焼したのであるから、損害の額は714万5007円である。したがって、原告 X3 2階建建物に係る損害共済金の額は、714万5007円である（被告 Y3 火災約款3条(1)、9条1項）。

b 特別費用共済金

また、原告 X3 に対しては、上記損害共済金の額の10%に相当

する71万4500円の特別費用共済金が支払われるべきである（被告Y3火災約款6条，12条1項）。

(イ) 原告X3家具類に係る共済金

a 損害共済金

原告X3家具類については，その時価額は本件津波による被災後もなお優に1100万円を超えていたから，本件火災発生時の共済価額は1100万円を下らない。これが本件火災により全焼したのであるから，損害の額は1100万円である。したがって，原告X3家具類に係る損害共済金の額は，1100万円である（被告Y3火災約款3条(1)，9条1項）。

b 特別費用共済金

また，原告X3に対しては，上記損害共済金の額の10%に相当する110万円の特別費用共済金が支払われるべきである（被告Y3火災約款6条，12条1項）。

(イ) 既払金の控除

上記(ア)及び(イ)の合計1995万9507円から被告Y3が支払済みの地震火災費用共済金200万円のうち原告X32階建建物及び原告X3家具類に対応する部分である170万円を控除した残額の1825万9507円を請求額とする。

(エ) 小括

よって，原告X3は，被告Y3に対し，予備的に，原告X3共済契約に基づく共済金1825万9507円（損害共済金1814万5007円及び特別費用共済金181万4500円の計1995万9507円の内金）及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年1月6日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(4) 原告 X4 (第4事件)

ア 主位的請求について

原告 X4 建物は、本件火災により全焼した。原告 X4 保険契約の保険金額は1500万円であるから、火災保険金として1500万円が支払われるべきであるという原告 X4 の期待は、法的保護に値する。

よって、原告 X4 は、被告 Y4 に対し、主位的に、原告 X4 保険契約に基づく損害保険金1500万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年2月25日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 予備的請求について

(7) 損害保険金

原告 X4 建物については、本件津波の被災直前における保険価額（時価額、被告 Y4 火災約款1条7項(1)）は1824万円であったところ、本件津波による被災後もなお43.20%程度の残価率を有していたから、本件火災発生時の保険価額は787万9680円であった。これが本件火災により全焼したのであるから、損害の額は787万9680円である。したがって、原告 X4 建物に係る損害保険金の額は、787万9680円である（被告 Y4 火災約款1条1項(1)、4条1項）。

(イ) 臨時費用保険金

また、原告 X4 に対しては、上記損害保険金の額の30%に相当する236万3904円の臨時費用保険金が支払われるべきである（被告 Y4 火災約款1条3項、4条4項）。

(ウ) 小括

よって、原告 X4 は、被告 Y4 に対し、予備的に、原告 X4 保険契約に基づく損害保険金787万9680円及び臨時費用保険金236

万3904円の合計1024万3584円並びにこれに対する訴状送達の日
の翌日である平成24年2月25日から支払済みまで商事法定利率
年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(5) 原告 X5 (第5事件)

ア 主位的請求について

(ア) 原告 X5 2階建部分及び原告 X5 家財は、本件火災により全焼した。
原告 X5 保険契約の保険金額は3100万円であるから、火災保険金と
して3100万円が支払われるべきであるという原告 X5 の期待は、法
的保護に値する。

(イ) また、原告 X5 保険契約には新価特約が付されていたところ、再調達
価額は保険金額と一致するのが通常であるから、本件火災により全焼し
た原告 X5 2階建部分及び原告 X5 家財の再調達価額は3100万円で
あり、これが原告 X5 の損害の額となる(被告 Y1 家庭約款第2章
冒頭定義部分)。そして、本件において被告 Y1 家庭約款第1章2
条、別表1、第2章2条、別表2所定の自己負担額は存在しないから、
原告 X5 2階建部分及び原告 X5 家財に係る損害保険金の額は3100
万円である。

(ウ) ところで、原告 X5 2階建部分については、地震等と因果関係のある
火災によって損害を受けたわけではないから、上記(ア)又は(イ)の310
0万円から被告 Y1 が原告 X5 2階建部分に関して支払済みの地震
保険金1500万円及び地震火災費用保険金105万円を控除した残額
の1495万円を請求額とする。

(エ) よって、原告 X5 は、被告 Y1 に対し、主位的に、原告 X5 保険
契約に基づく損害保険金1495万円及びこれに対する訴状送達の日
の翌日である平成24年2月25日から支払済みまで商事法定利率年6分
の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 予備的請求について

(7) 原告 X5 2階建部分に係る保険金

a 損害保険金

仮に、新価特約の適用に当たり、原告 X5 2階建部分の一部が本件津波によって被災して減価していたことを再調達価額の算定において考慮するとしても、原告 X5 2階建部分については、本件津波の被災直前における再調達価額は2100万円であったところ、本件津波による被災後もなお43.20%程度の残価率を有していたから、本件火災により焼損した当該残存部分の再調達価額は907万2000円を下らない。したがって、損害の額及び損害保険金の額も、907万2000円となる（被告 Y1 家庭約款第1章冒頭定義部分、2条、別表1）。

b 事故発生時諸費用保険金

また、原告 X5 に対しては、上記損害保険金の額の30%に相当する272万1600円の事故発生時諸費用保険金が支払われるべきである（被告 Y1 家庭約款第3章1条、別表3）。

(i) 原告 X5 家財に係る保険金

a 損害保険金

仮に、新価特約の適用に当たり、原告 X5 家財の一部が本件津波によって被災して減価していたことを再調達価額の算定において考慮するとしても、原告 X5 家財については、本件津波の被災直前における再調達価額は1000万円であったところ、原告 X5 2階建部分は1階部分のみならず2階部分も80cm程度浸水したが、なお全体の20%程度の家財は残存していたから、原告 X5 家財のうち本件火災により焼損した部分の再調達価額は200万円を下らない。したがって、損害の額及び損害保険金の額も、200万円となる（被告 Y1 家

庭約款第2章冒頭定義部分、2条、別表2)。

b 事故発生時諸費用保険金

また、原告 X5 に対しては、上記損害保険金の額の30%に相当する60万円の事故発生時諸費用保険金が支払われるべきである(被告 Y1 家庭約款第3章1条、別表3)。

(ウ) 既払金の控除

上記(ア)及び(イ)の合計1439万3600円から被告 Y1 が支払済みの地震火災費用保険金105万円を控除した残額の1334万3600円を請求額とする。

(エ) 小括

よって、原告 X5 は、被告 Y1 に対し、予備的に、原告 X5 保険契約に基づく保険金1334万3600円(損害保険金1107万2000円及び事故発生時諸費用保険金332万1600円の計1439万3600円の内金)及びこれに対する訴状送達の日(平成24年2月25日)から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(6) 原告 X61 (第6事件)

ア 主位的請求について

(ア) 原告 X61 居室及び原告 X61 家具類は、本件火災により全焼した。原告 X61 共済契約の共済金額は1000万円であるから、火災共済金として1000万円が支払われるべきであるという原告 X61 の期待は、法的保護に値する。

(イ) また、原告 X61 居室及び原告 X61 家具類については、減価割合が100分の50以下であり、新価特約が適用される(被告 Y3 新価条項1条1項)、その場合、共済金額は再取得価額と一致するから、本件火災により全焼した原告 X61 居室及び原告 X61 家具類の再取得価

額は1000万円であり、これが原告X61の損害の額及び損害共済金の額となる（被告Y3新価条項2条）。

(ウ)ところで、原告X61居室及び原告X61家具類については、地震等と因果関係のある火災によって損害を受けたわけではないから、上記(ア)又は(イ)の1000万円から被告Y3が支払済みの地震火災費用共済金50万円を控除した残額の950万円を請求額とする。

(エ)よって、原告X61は、被告Y3に対し、主位的に、原告X61共済契約に基づく損害共済金950万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年2月25日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 予備的請求について

(ア) 損害共済金

原告X61居室及び原告X61家具類については、その時価額は本件津波による被災前は1000万円であったところ、本件津波による被災により1割程度である100万円の減価があったので、本件火災発生時の共済価額は900万円である。これが本件火災により全焼したのであるから、損害の額は900万円である。したがって、原告X61居室及び原告X61家具類に係る損害共済金の額は、900万円である（被告Y3火災約款3条(1)、9条1項）。

(イ) 特別費用共済金

また、原告X61に対しては、上記損害共済金の額の10%に相当する90万円の特別費用共済金が支払われるべきである（被告Y3火災約款6条、12条1項）。

(ウ) 既払金の控除

上記(ア)及び(イ)の合計990万円から被告Y3が支払済みの地震火災費用共済金50万円を控除した残額の940万円を請求額とする。

(エ) 小括

よって、原告 X61 は、被告 Y3 に対し、予備的に、原告 X61 共済契約に基づく共済金 940 万円（損害共済金 900 万円及び特別費用共済金 90 万円の計 990 万円の内金）及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成 24 年 2 月 25 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(7) 原告 X62（第 6 事件）

ア 主位的請求について

(ア) 原告 X62 建物は、本件火災により全焼した。原告 X62 共済契約の共済金額は 1500 万円であるから、火災共済金として 1500 万円が支払われるべきであるという原告 X62 の期待は、法的保護に値する。

(イ) また、原告 X62 建物については、減価割合が 100 分の 50 以下であり、新価特約が適用される（被告 Y3 新価条項 1 条 1 項）、その場合、共済金額は再取得価額と一致するから、本件火災により全焼した原告 X62 建物の再取得価額は 1500 万円であり、これが原告 X62 の損害の額及び損害共済金の額となる（被告 Y3 新価条項 2 条）。

(ウ) そこで、上記(ア)又は(イ)の 1500 万円から被告 Y3 が支払済みの損害共済金 450 万円を控除した残額の 1050 万円を請求額とする。

(エ) よって、原告 X62 は、被告 Y3 に対し、主位的に、原告 X62 共済契約に基づく損害共済金 1050 万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成 24 年 2 月 25 日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 予備的請求について

(ア) 損害共済金

原告 X62 建物については、仮に新価特約が適用されないとしても、本件津波の被災直前における共済価額（時価額、被告 Y3 総合約款 3 条）は 1488 万 7500 円であったところ、本件津波による被災後もなお 58.8% 程度の残価率を有していたから、本件火災発生時の共済価額は 875 万 3850 円であった。これが本件火災により全焼したのであるから、損害の額は 875 万 3850 円である。したがって、原告 X62 建物に係る損害共済金の額は、875 万 3850 円である（被告 Y3 総合約款 3 条 1 項(1)、8 条 1 項）。

(イ) 特別費用共済金

また、原告 X62 に対しては、上記損害共済金の額の 10% に相当する 87 万 5385 円の特別費用共済金が支払われるべきである（被告 Y3 総合約款 5 条、10 条 1 項）。

(ウ) 既払金の控除

ところで、原告 X62 建物が地震又は津波により受けた損害の額は 613 万 3650 円にすぎないから、地震又は津波による被災を原因とする損害共済金として本来支払われるべき額は上記損害額の 30% に相当する 184 万 0095 円であり、被告 Y3 が原告 X62 に支払った地震又は津波による被災を原因とする損害共済金 450 万円のうち 265 万 9905 円は過払である。そこで、上記(ア)及び(イ)の合計 962 万 9235 円から上記過払額 265 万 9905 円を控除した残額の 696 万 9330 円を請求額とする。

(エ) 小括

よって、原告 X62 は、被告 Y3 に対し、予備的に、原告 X62 共済契約に基づく共済金 696 万 9330 円（損害共済金 875 万 3850 円と特別費用共済金 87 万 5385 円の計 962 万 9235 円の内金）及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成 24 年 2 月 2

5日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

3 主要な争点（その1・全事件共通の争点）

第1事件ないし第6事件に共通する主要な争点は、① 別紙3契約目録記載の保険契約又は共済契約における保険又は共済の目的である建物又は動産（ただし、原告 X3 1階建建物を除く。以下「本件各目的物」という。）は本件火災により焼損したか、それともこれに先立つ本件地震及び本件津波により既に滅失していたか（以下「共通争点①」という。）、② 本件火災は本件津波によって発生したのか否か（以下「共通争点②」という。）、③ 本件火災において本件各目的物に生じた損害は本件火災が本件津波によって延焼又は拡大して発生したのか否か（以下「共通争点③」という。）である。

(1) 本件各目的物は本件火災により焼損したか、それともこれに先立つ本件地震及び本件津波により既に滅失していたか（共通争点①）

（原告らの主張）

本件各目的物は、いずれも、本件地震による損壊はなく、また、本件津波により被災したものの本件火災が発生した時点においてもなお存在し、相当程度の価値を残していたところ、本件火災によりその全部又は一部が焼損した。このことは、A 地区の対岸にあり同程度の浸水被害を受けた D 地区の状況や、気仙沼市においては「全壊」との認定を受けた建物についても修繕等を行った住民が相当程度存在することからも裏付けられる。

ア 第1事件（原告 X1 関係）

(7) 原告 X1 居宅建物について（被告 Y2 関係）

原告 X1 居宅建物に対する本件津波の浸水は、床上1mを超えるものの、天井には達しない程度であった。これは、内閣府が生活再建支援金や災害弔慰金の支払に関する一般的運用指針の特則として定めた簡易的な基準である「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認

定の調査方法」（甲総131。以下「内閣府基準」という。）によると、「大規模半壊」に当たる。そして、財団法人資産評価システム研究センターが東日本大震災後に被災家屋の評価のため発表した研究である「大規模災害に係る被災家屋の調査について」（甲総132）における基準（以下「評価センター基準」という。）によれば、津波による被害を受けた家屋につき、一般的な被害の程度を想定した場合、木造住宅の残価率は、大規模半壊であれば58.80%とされているから、原告 X1 居宅建物についても、その程度の価値が残存していた。

(イ) 原告 X1 家財について（被告 Y1 関係）

上記(ア)のとおり、原告 X1 居宅建物の2階部分については津波による浸水が一切なかった。原告 X1 居宅建物は、1階がリビング・台所等として、2階が夫婦の部屋、子供部屋（2部屋）、階段上のホール（ステレオ、ピアノ等を配置）として使われており、どちらにも様々な家財が配置されていたのであり、原告 X1 家財は、1階と2階に2分の1ずつあったと考えてよいから、少なくとも2分の1は本件津波による被災後も価値が残存していた。

(ウ) 原告 X1 店舗建物について（被告 Y1 関係）

原告 X1 店舗建物は、本件津波により天井部分まで浸水した。これは、内閣府基準では「全壊」に当たるが、評価センター基準によれば、津波による被害を受けた家屋につき、一般的な被害の程度を想定した場合、木造住宅の残価率は、全壊でも43.20%とされているから、原告 X1 店舗建物についても、その程度の価値が残存していた。

また、原告 X1 店舗建物は、外観上本件津波による被災後も無事に残っており、鉄骨造であることを考え合わせると、本件津波によって受けた被害が大きいとはいえない。なお、原告 X1 店舗建物の裏側壁については、明らかに鉄骨造である上、消防が「外壁は大部分は焼損

剥離」との表現を用いていることなどから、その損害は本件津波ではなく本件火災によるものとみるべきである。

(エ) 原告 X1 店舗動産について (被告 Y1 関係)

原告 X1 店舗動産については、本件津波によって流出又は浸水したが、浸水したものの中には、なおも一部使用に耐える物が残っていた。特に、商品在庫のうち陶器類、ガラス製品などは、段ボール等に入れられた上、何重かの包装を受けて原告 X1 店舗建物の倉庫部分に置かれていたため、本件津波によってほとんど損壊していないものも多かった。また、津波によって被災した商品であるとの断りを入れた上で販売することもできた。したがって、原告 X1 店舗動産は、本件津波による被災後も、全体の1割程度の価値が残っていた。

なお、原告 X1 店舗建物は、本件火災により、その南東側及び南西側に激しい焼損跡が見られ、特に南西側外壁は大部分が焼損剥離しており、当然、建物内部も相当程度焼損したものであるから、原告 X1 店舗動産も、これに伴い相当程度焼損し、本件火災前の価値の4分の1程度にまで価額が減少した。

イ 第2事件 (原告 X2 ・被告 Y2 関係)

原告 X2 建物に対する本件津波の浸水は、1階天井を超えるものの、2階天井まで達しない程度であった。これは、内閣府基準によると「大規模半壊」に当たる。そして、原告 X2 建物は木造鉄骨造であるところ、評価センター基準によれば、津波による被害を受けた家屋につき、一般的な被害の程度を想定した場合、木造住宅と非木造住宅の残価率の中間値は、大規模半壊であれば62.25%であるから、原告 X2 建物についても、その程度の価値が残存していた。

ウ 第3事件 (原告 X3 ・被告 Y3 関係)

(ア) 原告 X3 2階建建物について

原告 X3 2階建建物は、本件津波によって浮き上がり、一定程度移動した。もっとも、移動は急激ではなくゆっくりで、当時屋根の上に避難していた原告 X3 らがその屋根から振り落とされるようなこともない程度のものであり、原告 X3 2階建建物は、本件津波による移動後も原形をとどめ、建物としての外観を保っており、なお現存していた。また、このように建物が一定程度移動したとしても、経済的価値が残存していることは明らかであり、曳家等によってこれを元の位置に戻すことも可能である。曳家に要する費用は、木造住宅の場合は新築の30ないし50%程度であることが多い。したがって、原告 X3 2階建建物が流出して滅失したとはいえない。

原告 X3 2階建建物の本件津波による浸水は、1階天井を超えて2階部分のうち床上20cmに達する程度であった。原告 X3 2階建建物は、上記のとおり本件津波により一定程度流されており、その損壊の程度は、通常の「全壊」の場合より大きい。価値が零になったわけではなく、建物の部位ごとに残価率を算出してこれを合計して残価率を求めると、31.3%であり、この程度の価値が残っていた。

(イ) 原告 X3 家具類について

原告 X3 2階建建物内に存した原告 X3 家具類は、本件津波により、1階部分にあった家財のほとんどと2階部分にあった家財の一部が浸水した。しかし、原告 X3 2階建建物は、1階にリビング等があり、2階は物置などとして使用されていたため、2階部分に相当程度の家財が存在しており、原告 X3 が概算した限りでは、その時価額は1440万5000円に達していた。そして、2階の浸水は20cm程度であったから、2階の家財のうち、一定以上の高さに置かれていたものはすべて被災しておらず、津波による被災後であっても、その時価は優に1100万円を超えていた。

エ 第4事件（原告 X4 ・被告 Y4 関係）

原告 X4 建物に対する本件津波の浸水は、A 地区の平均浸水深である2ないし4m程度であり、被告 Y4 に有利に仮定しても1階天井に達する程度である。これは、内閣府基準によると「全壊」に当たるが、評価センター基準によれば、津波による被害を受けた家屋につき、一般的な被害の程度を想定した場合、木造住宅の残価率は、全壊でも43.20%とされているから、原告 X4 建物についても、その程度の価値が残存していた。

オ 第5事件（原告 X5 ・被告 Y1 関係）

(ア) 原告 X5 2階建部分について

原告 X5 2階建部分に対する本件津波の浸水は、2階窓まで達し、最大で2階床上80cmを超える程度であった。これは、内閣府基準によると「全壊」に当たるが、評価センター基準によれば、津波による被害を受けた家屋につき、一般的な被害の程度を想定した場合、木造住宅の残価率は、全壊でも43.20%とされているから、原告 X5 2階建部分についても、その程度の価値が残存していた。

なお、原告 X5 2階建部分は、本件津波による被災後も、外観上は、傾いているとか柱等が著しい損傷を受けたという様子はなく、滅失していたなどとは到底言えない。

(イ) 原告 X5 家財について

原告 X5 2階建部分の2階部分にあった家財については、本件津波による浸水を免れたものが相当程度あり、基本的に2階の簞笥上部にあった衣類・着物類は全て無事であったと考えてよい。また、浸水した家財であっても必ずしも再利用ができないわけではない。したがって、原告 X5 2階建部分が本件津波により被災した後も、原告 X5 家財のうち20%程度はなお残存していた。

カ 第6事件（被告 Y3 関係）

(7) 原告 X61 居室及び原告 X61 家具類について

B 荘の2階部分にあった原告 X61 居室に対する本件津波の浸水は、せいぜい床上20cm程度にすぎず、原告 X61 家具類のほとんどは無事であった。具体的には、床に置いていたごく一部の物だけが被災したにすぎなかった。電化製品などは、一部のものを除き、全て高い位置に置かれていたり、底上げされていたりなどしたため、被害はほぼ発生していなかった。したがって、本件津波による被災後も、原告 X61 居室及び原告 X61 家具類にはほとんど損害が生じておらず、生じていたと仮定しても1割程度であった。

(イ) 原告 X62 建物について

原告 X62 建物に対する本件津波の浸水は、床上1mを超えるものの1階天井まで達しない程度であり、2階は全くの無傷であった。これは、内閣府基準によると「大規模半壊」に当たる。そして、評価センター基準によれば、津波による被害を受けた家屋につき、一般的な被害の程度を想定した場合、木造住宅の残価率は、大規模半壊であれば58.80%とされているから、原告 X62 建物についても、その程度の価値が残存していた。

(被告 Y1 の主張)

津波の力学的特性、瓦礫の建物内への流入、津波が塩分・油分・汚泥を含んでいることなどを踏まえれば、本件津波による浸水深が2mを超えていた A 地区内の2階建以下の木造家屋は、いずれも、たとえ流出に至らず家屋の一部が残っていたとしても、居住用建物・店舗建物としての基本性能を欠く状態となっており、主要構造が損壊して補修困難となり、あるいは通常の費用をもって修繕できない程度に損壊していた。また、これらの建物内の動産類についても、同様に本件津波による浸水のため損壊して補修困難とな

り、あるいは通常の費用をもって修繕できない程度にまで損壊していた。

このことは、後記ア及びイのと通りの原告 X1 家財保険契約、原告 X1 店舗保険契約及び原告 X5 保険契約における保険の対象（目的）の本件津波による被災状況を個別に見ても同様である。

したがって、原告 X1 家財保険契約及び原告 X1 店舗保険契約は、いずれも本件津波による浸水のため保険の対象の全部が物理的に「滅失」し、又は経済的評価として「滅失」に至って被保険利益を失っていたから、本件火災の発生当時には既に被保険利益の消滅によって失効していた（被告 Y1 家庭約款第4章14条(1)①、被告 Y1 事業者約款第2章10条(1)①）。また、原告 X5 保険契約は、その保険期間の始期である平成23年3月12日の時点で目的物が経済的価値を有していなかったため原始的に無効である。

ア 第1事件（原告 X1 関係）

(7) 原告 X1 家財について

原告 X1 家財が存した原告 X1 居宅建物は、本件津波により、壁の一部が損傷し、ガラス戸やガラスドアも損壊して、内部に無数の瓦礫や土砂が流入していた。また、2階窓の手すりまで喫水線が達していたことがうかがわれるから、2階にも浸水が及んでいたと見るのが自然であり、原告 X1 家財は、1階にあったもののみならず2階にあったものもすべて浸水していた。

(イ) 原告 X1 店舗建物について

原告 X1 店舗建物は、本件津波及び流入した瓦礫によって、E 側にある裏側壁が突き破られ、表側ガラス戸やアルミサッシも損壊していた。また、本件津波の浸水は原告 X1 店舗建物の屋根を超え、数時間は全没に近い状態が続き、翌朝にかけて半日以上は瓦礫、汚泥、油分、海水に浸った状態が継続していた。

(ウ) 原告 X1 店舗動産について

原告 X1 店舗建物に存した原告 X1 店舗動産は、本件津波により全て浸水被害を受け、また、その大部分が流出して失われた。流出を免れたものも、水流圧により損壊し、長時間にわたって水に浸っていた。原告 X1 店舗建物は、ギフト販売店として使用されていたところ、原告 X1 店舗動産のうち商品は、贈答用商品であるから、汚泥・油分を含む本件津波により水没した時点で価値を失っていた。

なお、原告 X1 店舗動産については、仮に本件津波により滅失していなかったとしても、本件火災により焼損したことを裏付ける資料は一切存在しない。原告 X1 店舗建物には外壁の一部焼損剥離、エアコン配管の焼損溶解等が認められるが、炎は建物内部には及んでいない。

イ 第5事件（原告 X5 関係）

(7) 原告 X5 2階建部分について

原告 X5 2階建部分は、たとえ建物の外形が一見残存しているようであっても、その付近には少なくとも軽又は普通乗用自動車、大型貨物自動車及び大型車両（大型貨物車又は電車車両と思われる。）の3台が本件津波によって流入しており、これらが原告 X5 2階建部分の損壊にも影響を与えていることがうかがわれるのであり、このように大型車両等を流入させるだけの濁流が大量の瓦礫と共に原告 X5 2階建部分に流れ込んでいた以上、その外壁や柱は相当程度損壊していたと見るべきである。

また、原告 X5 2階建部分に残存していた喫水線は、2階窓の手すり付近に至っていた上、本件津波により原告 X5 増築部分は原形をとどめないほど損壊・流失し、原告 X5 2階建部分の1階部分にも大量の瓦礫が流入し、複数の車両が流入又は押し流されてきている。

(イ) 原告 X5 家財について

原告 X5 2階建部分の2階窓の手すり付近まで喫水線があることに照らせば、2階の浸水は80cmを優に超えていたとみるのが相当であり、原告 X5 家財のすべてが浸水により流出、損壊又は汚損してその経済的効用を失っていた。

(被告 Y2 の主張)

原告 X1 居宅建物及び原告 X2 建物は、いずれも、本件火災による焼失前に、建物の主要構造部分である基礎と外壁と柱に、本件地震の強い揺れによる損壊と、後記ア及びイからうかがわれる本件津波の水流圧による損傷及び浸水による質的損害を被り、たとえ外観がある程度保たれていても全損状態に陥っており、経済的には「滅失」と評価されるべき状態になっていた。したがって、本件火災の発生当時、原告 X1 居宅保険契約及び原告 X2 保険契約は、被保険利益を有せず、目的物の滅失により既に失効していた(被告 Y2 約款10条1項)。

ア 第1事件(原告 X1 関係)

原告 X1 居宅建物については、本件津波による被災後も外観上は存在していたが、本件津波による浸水は1階軒高・2階開口部付近に達する程度と見られるから、1階天井は完全に浸水し、2階部分にまで浸水が及んでいたと推測され、基礎と柱と外壁が長時間にわたって海水に浸った状態であった。

イ 第2事件(原告 X2 関係)

原告 X2 建物については、本件津波による被災後も外観上は存在していたが、本件津波による浸水は、地上2階の高さに達する程度と見られ、3階部分は浸水を免れていたが、2階は少なくとも床上まで浸水して、1階部分は流入する土砂で全く使用できない状況であり、基礎と柱と外壁が長時間にわたって海水に浸った状態であった。

(被告 Y3 の主張)

ア 第3事件（原告 X3 関係）

原告 X3 共済契約については、その共済の目的のうち原告 X3 1階建建物が本件津波により滅失していたことは争いがなく、また、以下のとおり、原告 X3 2階建建物及びこれに収容されている原告 X3 家具類もいずれも本件津波により滅失していたから、本件火災の発生前に共済関係が失効していた（被告 Y3 火災約款26条1項(1)）。

(ア) 原告 X3 2階建建物について

原告 X3 2階建建物は、本件津波により基礎から建物全体が浮き上がり、Hブロック⑫からBブロック（E公園）北東中央部まで約80m移動して流出し、経済的全損となって滅失している。

なお、原告 X3 2階建建物は、本件津波により相当の距離を流され、1階部分が座屈して2階建建物としての体を成していなかったから、いわゆる曳家をして修復することは不可能であった。また、残存した部分を何らかの方法で曳家したとしても、その後の建物は共済目的である原告 X3 2階建建物とは全く異なる建物といわざるを得ず、経済的にも全く見合うものではないため、経済的全損であることには変わりがない。

(イ) 原告 X3 家具類について

被告 Y3 の定める建物共済自然災害損害評価要領（一般造編）（丁総7, 9。以下「評価要領」という。）における家具類等の損害評価では、家具類等を収容している建物が全損又は経済的に全損した場合などにおいては、当該家具類等をも全損認定するものとされている。

原告 X3 家具類が収容されていた原告 X3 2階建建物は本件津波により流出して滅失していたのであるから、原告 X3 家具類も全損となり滅失していた。

イ 第6事件のうち原告 X61 関係

原告 X61 共済契約については、以下のとおり、その共済の目的である原

告 X61 居室及びこれに収容されている原告 X61 家具類がいずれも本件津波により滅失しており、本件火災の発生前に共済関係が失効していた（被告 Y3 火災約款 26 条 1 項(1)）。

(ア) 原告 X61 居室について

原告 X61 居室を含む B 荘は、木造家屋であるところ、波高 2 m 以上の本件津波により被災し、本件火災後の実況見分の際にも、1 階部分に流出した車両等が衝突して重なり合い、敷地内には瓦礫が堆積している状況であったから、本件津波により被災した時点で経済的に滅失していた。

(イ) 原告 X61 家具類について

原告 X61 家具類が収容されていた原告 X61 居室は本件津波により経済的に滅失していたのであるから、評価要領によれば、原告 X61 家具類も全損となり滅失していた。

ウ 第 6 事件のうち原告 X62 関係

原告 X62 建物は、木造家屋であるところ、波高 2 m 以上の本件津波により被災し、1 階部分が全て浸水し、2 階部分も床面から 41 cm の高さまで浸水したものと推計されるから、本件津波により被災した時点で物理的又は経済的に滅失しており、本件火災の発生前に共済関係が消滅していた（被告 Y3 総合約款 37 条 1 項）。

(被告 Y4 の主張)

原告 X4 建物については、本件地震による損壊のほか、本件津波により被災して 1.8 m 以上浸水し、本件津波による度重なる水流圧、浮遊物及び浮力による物理的破壊並びに重油成分及び塩分（海水）による耐久力の減退等という質的損壊が主要な構造部分に及んでいたのであるから、たとえ壁や柱等が残存していても、建物構造物の耐性に著しい劣化が生じており、居住用建物として再使用することは不可能であり、又は新築に匹敵する程度の建物

改修費用が必要となる状態にあるものとして経済的に全損していた。

また、原告 X4 建物に対する本件津波の浸水は1階天井に達していたところ、1階部分には台所、風呂場、トイレといった設備が存在し、これらが土砂と油分を含んだ海水に没したのであるから、原告 X4 建物の事務所・住居としての機能は完全に失われており、経済価値すなわち保険価額は0円となっていた。

したがって、原告 X4 建物は本件火災発生前に本件津波の襲来により既に滅失しており、原告 X4 保険契約はその時点で失効していた（被告 Y4 火災約款 11条1項）。

(2) 本件火災は本件津波によって発生したものと否か（共通争点②）

（被告 Y1 の主張）

被告 Y1 家庭約款（第1章4条(1)、別表1「当社が損害保険金をお支払いできない場合」②イ、第2章4条(1)、別表2「当社が損害保険金をお支払いできない場合」②イ、第3章3条(1)、別表3「当社が費用保険金をお支払いできない場合」②イ）及び被告 Y1 事業者約款（第1章12条(2)②）の定めによれば、被告 Y1 は、地震又はこれによる津波によって発生した火災が延焼又は拡大して発生した損害又は費用について、損害保険金、事故発生時諸費用保険金及び臨時費用保険金の支払義務を免責される。

本件火災は、以下のとおり本件津波と相当因果関係を有する火災であるから、被告 Y1 は、本件火災の延焼又は拡大により仮に原告 X1 家財、原告 X1 店舗建物、原告 X1 店舗動産、原告 X5 2階建部分及び原告 X5 家財に損害又は費用が生じたとしても、これらについて、損害保険金、事故発生時諸費用保険金及び臨時費用保険金の支払義務を免責される。

ア すなわち、本件火災の最初の出火場所は、Eブロック⑧建物（Fビル）南東付近に本件津波によって押し流されてきていた車両（以下

「本件車両」という。)である。そして、本件車両から出火した原因は、本件津波により浸水した本件車両の電気系統が短絡(ショート)したことによる発火である。

イ また、本件火災の現場は、本件津波による浸水区域内であり、本件津波のため、多数の家屋が倒壊・流出し、多数の車両が冠水して押し流され、ガスボンベも多数流出し、更には気仙沼港に設置されていた重油タンクから流出した油分が瓦礫に含まれる状態となり、本件火災の発生の当時にも、これらの瓦礫で埋め尽くされていたところ、このように津波浸水区域内で可燃性のある瓦礫、電気系統、ガスボンベ等発火原因となる可能性のある瓦礫が堆積する状況において発生した火災は、通常人から見た常識的な判断に照らして、津波と相当因果関係を有する火災(津波火災)と認められるべきである。

ウ 以上の他の出火原因は考えられない。日中の投げたばこや放火等を挙げる原告 X1 及び原告 X5 の主張は、風説ともいうべき抽象的な可能性を指摘するにとどまっており、本件津波以外の出火原因は具体的に主張立証されていない。

(被告 Y2 の主張)

被告 Y2 特約条項2条2項(2)の定めによれば、被告 Y2 は、地震又はこれによる津波によって発生した火災が延焼又は拡大して生じた損害について、保険金の支払義務を免責される。

本件火災は、以下のとおり本件津波によって生じた火元の火災が延焼又は拡大したものであるから、仮に本件火災によって原告 X1 居宅建物及び原告 X2 建物に損害が生じたとしても、これらについて、被告 Y2 は、損害保険金及び臨時費用保険金の支払義務を負わない。

ア 本件火災の出火元は、F ビルの南東側に密着して存在した本件車両であるところ、その出火原因については、本件車両が本件津波により

海水に冠水し、電気系統の腐食が進んで電気配線がショートすることによって自然発火したものと考えられる。放火やたばこの投げ捨てによる出火の可能性はなく、車両からの出火以外に火災となる原因はなかった。

イ 仮に、本件火災の出火元が本件車両であると特定されるに至らなかった場合においても、本件火災には車両火災発生環境条件がそろっており、他の出火原因も認めることができないから、本件火災の原因は本件津波により冠水した車両からの出火であると推認できる。

(被告 Y3 の主張)

原告 X3 共済契約及び原告 X61 共済契約に適用される被告 Y3 火災約款 16 条 2 項(2)の定めによれば、被告 Y3 は、地震又はこれによる津波によって発生した火災が延焼又は拡大して生じた場合には、共済金の支払義務を免責される。また、原告 X62 共済契約に適用される被告 Y3 総合約款(3 条 2 項, 3 項(2), 8 条 2 項(3))の定めによれば、被告 Y3 は、地震又はこれによる津波によって生じた火災が延焼又は拡大して損害が発生した場合には、所定の算式により算定した額の損害共済金の支払義務のみを負う。

本件火災は、以下のとおり本件津波によって発生した火災が延焼したものであるから、被告 Y3 は、仮に原告 X3 2 階建建物、原告 X3 家具類、原告 X61 居室及び原告 X61 家具類に本件火災によって損害が生じたとしても、これらについての損害共済金又は特別費用共済金の支払が免責され、また、仮に原告 X62 建物に本件火災によって損害が生じたとしても、これについて所定の算式により計算した額である 450 万円の損害共済金を原告 X62 に支払済みであり、その余の損害共済金及び特別費用共済金の支払義務を負わない。

ア すなわち、本件火災の出火場所は、Eブロック中央部であり、更にそのうち F ビル付近が出火元である。本件火災の原因については、たばこや放火の可能性は否定されるが、車両からの出火の可能性は否定され

ないから、車両からの出火を出火原因とすることには合理性がある。

イ その余については、前記（被告 Y1 の主張）アないしウ並びに前記（被告 Y2 の主張）ア及びイの主張をいずれも援用する。
（被告 Y4 の主張）

被告 Y4 火災約款 2 条 2 項(2)の定めによれば、被告 Y4 は、地震又はこれによる津波によって発生した火災が延焼又は拡大して生じた損害について、保険金の支払義務を免責される。

本件火災は、以下のとおり本件津波によって発生した火災が延焼したものであるから、仮に本件火災によって原告 X4 建物に損害が生じたとしても、被告 Y4 は、これについて損害保険金及び臨時費用保険金の支払義務を免責される。

ア 本件火災の火災原因判定書（甲総 3 5）では、たばこの火が瓦礫に着火して出火した可能性、放火の可能性又は車両の電気系統の不良により出火した可能性がいずれも否定できないので出火原因は不明とされているが、たばこからの着火や放火の可能性については大きな疑義がある。

イ 本件火災は、本件津波によって F ビルの南東側に押し流された本件車両が出火源であり、本件車両の出火原因は、本件津波によって浸水した本件車両の部品が短絡（ショート）したものである。

（原告らの主張）

本件車両付近の焼けの状況からは必ずしも本件車両が発火場所であるとはいえないし、本件火災の目撃者の供述から分かるのはせいぜい F ビルの東側の地域のどこかから発火したという程度のことである。本件車両が本件火災の発火点となっている可能性はあるにしても、少なくとも、本件車両が本件火災の発火点であると断定することはできない（むしろ、本件火災の焼損範囲の拡大の仕方から考えると、本件車両が発火点である可能性は極めて低い。）。このように発火点が不明である以上、発火原因も当然不明で

ある。

また、その他に具体的に本件火災の原因が車両からの出火であることを基礎づける事実もなく、放火やたばこ等が原因の火災である可能性は否定され得ない。すなわち、平成23年3月12日から同月14日までA地区には多数の人が立ち入っており、少なくとも放火は可能であったし、複数箇所からの発火の可能性もあるから、放火の蓋然性が高いとすらいえる。また、同月13日や同月14日にはA地区でたばこを吸いながら歩いている者が数人目撃されていること、同日には瓦礫は乾燥していたこと、たばこはまれに10時間以上経過してから発火することもあることなどから、たばこによる出火も当然に想定される。

(3) 本件火災において本件各目的物に生じた損害は本件火災が本件津波によって延焼又は拡大して発生したものか否か（共通争点③）

（被告Y1の主張）

被告Y1家庭約款（第1章4条(1)、別表1「当社が損害保険金をお支払いできない場合」②イ、第2章4条(1)、別表2「当社が損害保険金をお支払いできない場合」②イ、第3章3条(1)、別表3「当社が費用保険金をお支払いできない場合」②イ）及び被告Y1事業者約款（第1章12条(2)②）の定めによれば、被告Y1は、発生原因がいかなる場合でも、火災が地震又はこれによる津波によって延焼又は拡大して発生した損害又は費用について、損害保険金、事故発生時諸費用保険金及び臨時費用保険金の支払義務を免責される。

本件火災は、平時の消防体制をもってすれば延焼は限定的なものにとどまっていたであろうが、本件津波による被災のため、本件火災発生への覚知が遅れ、出動まで、火点臨場まで及び消火活動開始までにそれぞれ時間を要し、放水活動も延焼阻止にとどまらざるを得ず、消防車両の出動台数にも限界があったことなどから、平時のような消防活動を行い得ず、また、本件津波に

より生じた油分を含む瓦礫により延焼阻止帯となるはずの空間が埋め尽くされて通常よりも著しく火勢拡大・延焼しやすい状態にあったため、延焼が拡大した。そして、原告 X1 家財、原告 X1 店舗建物、原告 X1 店舗動産、原告 X5 2階建部分及び原告 X5 家財は、いずれも最初の出火場所ではなく延焼先であり、平時であれば延焼しなかったから、本件火災の上記各物件への延焼・拡大と本件津波との間に相当因果関係があることは明らかである。したがって、被告 Y1 は、上記各物件について、損害保険金、事故発生時諸費用保険金及び臨時費用保険金の支払義務を負わない。

(被告 Y2 の主張)

被告 Y2 特約条項2条2項(2)の定めによれば、被告 Y2 は、発生原因のいかんを問わず、火災が地震又はこれによる津波によって延焼又は拡大して生じた損害についても、保険金の支払義務を免責される。

本件火災では、本件津波のため、住民が避難して初期消火ができず、消防による覚知も遅れ、油分が付着した瓦礫等の堆積により速く火が燃え広がり、延焼を防ぐ空間も埋められ、道路の寸断等により消防車の出動が阻まれ、放水開始も遅れるなどしており、本件地震及び本件津波によって作出された状況が本件火災の延焼・拡大原因となっていることは明らかである。そして、仮に本件火災によって原告 X1 居宅建物及び原告 X2 建物に損害が生じたとしても、これらは本件火災の延焼・拡大の結果であるから、被告 Y2 は、損害保険金及び臨時費用保険金の支払義務を負わない。

(被告 Y3 の主張)

原告 X3 共済契約及び原告 X61 共済契約に適用される被告 Y3 火災約款16条2項(2)の定めによれば、被告 Y3 は、発生原因のいかんを問わず火災が地震又はこれによる津波によって延焼又は拡大した場合にも、共済金の支払義務を免責される。また、原告 X62 共済契約に適用される被告 Y3 総合約款(3条2項, 3項(3), 8条2項(3))の定めによれば、被告 Y3

は、発生原因のいかんを問わず火災が地震又はこれによる津波によって延焼又は拡大した場合にも、所定の算式により算定される額の損害共済金の支払義務のみを負う。

通常火災において延焼する範囲は火元の隣接建物までである。しかし、本件火災では、本件津波のため、瓦礫堆積により道路等が可燃物で埋め尽くされ、建物の開口部や外壁が破損して耐火性・防火性が低下するという延焼拡大要因が生じ、また、住民が避難して初期消火活動が行われず、119番通報が送受信不可となり、消防も被災し、複数の広域火災が同時多発して消防力が分散され、消防水利も損傷し、道路が被災し、余震や津波による二次被害のおそれがあり消火活動が中断されるなどの消防活動阻害要因が生じていたことから、延焼が拡大した。そして、原告 X3 2階建建物、B 荘及び原告 X62 建物については、仮に本件火災により焼損したとしても、延焼以外の出火原因は否定される。したがって、前記(2)（被告 Y3 の主張）と同様の結論となる。

（被告 Y4 の主張）

被告 Y4 火災約款2条2項(2)の定めによれば、被告 Y4 は、発生原因のいかんを問わず、火災が地震又はこれによる津波によって延焼又は拡大して生じた損害についても、保険金の支払義務を免責される。

仮に本件火災時に原告 X4 建物が存在し、かつ、本件車両が本件火災の出火源でないとしても、Aブロックのほぼ中央に位置していた原告 X4 建物が出火場所ではなく延焼によって焼失したものであることは明らかである。そして、本件火災については、本件津波による被災のため、火災発生覚知が遅れ、消防士の出動までに時間がかかり、火点までの車両の進入が瓦礫の堆積のため困難となり、火点確認から消火活動開始までにも時間を要し、その放水活動も延焼阻止にとどまらざるを得ず、消防車両の出動に制限が生じるなど、消火活動が著しく阻害されており、Aブロックへの放水開始は火災覚知

から約7時間後であった。また、当時のA地区は、延焼阻止帯となるはずの空間が瓦礫で埋め尽くされ、油分を含んだ瓦礫が延焼媒体となり、延焼拡大しやすい状態となっていた。平時の消防体制であれば、発火後間もなく通報により火災を覚知して8分程度で現場に臨場し、約3分程度で放水活動を開始し、1時間以内には鎮火させることができた。したがって、仮に本件火災によって原告X4建物に損害が生じたとしても、原告X4建物への本件火災の延焼・拡大は、本件津波によるものであるから、被告Y4は、これについて損害保険金及び臨時費用保険金の支払義務を免責される。

(原告らの主張)

保険又は共済の目的が地震又は津波による延焼又は拡大により焼損したというためには、平時であつても焼損したであろう範囲と地震又は津波によって延焼又は拡大した範囲を特定する必要がある、そのためには発火場所の主張立証が不可欠である。しかし、本件火災の発火場所は、本件車両やFビルではなく、不明であり、仮に本件焼損区域の範囲それ自体から絞り込むとしても、Eブロック東側、Fブロック、Gブロック又はHブロック東側のいずれかであるという程度にしか限定できない。その上、本件火災は複数箇所から発火した可能性も存在するから、結局、発火場所は不明である。したがって、本件各目的物のうちFブロック及びGブロックに存したものについては、本件津波による延焼により焼損したとは認められない。

他方、Aブロック及びBブロックは、本件焼損区域の中ではかなり遅い時期に焼損した区域であり、午前1時過ぎの時点ではまだ焼損が及んでいなかった。本件火災については、午前5時半過ぎに行われた消火によって延焼阻止に成功しているところ、仮により早期に現場西側から消火を行うことができていれば、AブロックやBブロックの建物については、焼損を防ぐことができたはずである。したがって、本件各目的物のうちAブロック及びBブロックに存したものの延焼については、本件津波との因果関係は存しない。

4 主要な争点（その2・個別事件の争点）

第3事件ないし第6事件においては、共通争点①、共通争点②及び共通争点③の他に、以下のような主要な争点がある。

(1) 第3事件及び第6事件関係の争点

原告 X3，原告 X61 及び原告 X62 が被告 Y3 に対する共済金請求に附帯して請求する遅延損害金に適用される利率の割合

(原告 X3，原告 X61 及び原告 X62 の主張)

商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告 Y3 の主張)

被告 Y3 は、農業災害補償法に基づいて成立した農業共済組合であり、商法上の商人に当たらない。仮に被告 Y3 に原告 X3，原告 X61 及び原告 X62 に対する共済金支払義務があったとしても、商法514条の適用はないから、遅延損害金の利率は民法所定の年5分の割合によるべきである。

(2) 第4事件関係の争点

被告 Y4 の原告 X4 に対する予備的相殺の一部抗弁の当否

(被告 Y4 の主張)

火災保険は、地震又はこれによる津波による火災の場合には免責されることになるところ、そのような場合であっても地震・津波による災害のときには支払が可能となる保険として新たに設けられたのが地震保険であるから、火災保険と地震保険の双方の支払が両立することはあり得ない。仮に、原告 X4 の被告 Y4 に対する火災保険金請求が認容されることになれば、被告 Y4 の原告 X4 に対する地震保険金750万円の支払は、法律上の原因がなかったことになる。したがって、その場合には、原告 X4 が地震保険金750万円を利得し、被告 Y4 に同額の損害が発生することになるから、被告 Y4 は原告 X4 に対して750万円の不当利得返還請求権を有することになる。

また、原告 X4 は、上記利得につき、悪意の受益者に当たる。

よって、被告 Y4 は、原告 X4 に対し、平成 25 年 1 月 28 日の本件弁論準備手続期日において、予備的一部抗弁として、750 万円の上記不当利得返還請求権及びこれに対する上記地震保険金の支払日の翌日である平成 23 年 5 月 19 日から支払済みまで年 5 分の割合による民法 704 条 2 項所定の利息金の請求権を自働債権とし、原告 X4 の被告 Y4 に対する本訴請求債権を受働債権として、両者を対当額にて相殺する旨の意思表示をした。

(原告 X4 の主張)

原告 X4 が被告 Y4 から平成 23 年 5 月 18 日に支払を受けた 750 万円の地震保険金については、原告 X4 建物が地震又は津波によって「全損」したものであるとして支払われたものである。そして、原告 X4 と被告 Y4 の間で締結されていた地震保険契約に適用される別紙 8 被告 Y4 約款目録記載 2 の地震保険普通保険約款 1 条 2 項 (1) によれば、建物の場合、その主要構造部の損害の額が当該建物の保険価額の 50% 以上である損害は「全損」とされている。前記 3 (1) (原告らの主張) エのとおり、原告 X4 建物は、本件津波による被災のため内閣府基準によると「全壊」の損害を受け、評価センター基準によればその損害率は 56.80% であるから、上記約款上の「全損」に当たる。したがって、上記地震保険金の支払には法律上の原因があるから、不当利得は成立しない。

(3) 第 5 事件関係の争点

原告 X5 保険契約がどの時点で成立したか及び被告 Y1 の要素の錯誤により無効か否か

(被告 Y1 の主張)

保険期間を平成 22 年 3 月 12 日から平成 23 年 3 月 12 日までとする更新前原告 X5 保険契約は、東日本大震災前に更新手続が行われておらず、同日をもって終了していた。しかし、被告 Y1 は、被災者の事情に配慮し、

原告 X5 2階建部分が残存していた旨の原告 X5 の申告に基づき，継続手続を行えば更新前原告 X5 保険契約と同一の条件で同日に遡って更新契約が成立していたことを認める取扱いを行うことにし，原告 X5 より同日から平成24年3月12日までの保険料として9万7440円の支払を受け，遡って原告 X5 保険契約が成立したものとし，原告 X5 に対し，同年1月30日付けで，原告 X5 保険契約に基づき，本件火災を保険事故として，原告 X5 2階建部分に係る地震火災費用保険金105万円を支払うとともに，平成23年3月15日以降の保険料9万7180円を精算して返金した。

しかしながら，前記3(1)(被告 Y1 の主張)のとおり，原告 X5 2階建部分及び原告 X5 家財は，いずれも本件津波により被災して物理的又は経済的に滅失と評価し得る状態に至っていたのであり，被告 Y1 は，これらに経済的価値があるものと誤信して更新前原告 X5 保険契約を遡って更新することに応じたのであるから，その更新後の原告 X5 保険契約は，被告 Y1 の要素の錯誤により無効である。

(原告 X5 の主張)

原告 X5 は，平成23年2月，被告 Y1 の損害保険代理店である[] 保険事務所との間で，更新前原告 X5 保険契約を更新して原告 X5 保険契約を締結する旨の合意をし，同趣旨の文書も作成していた。損害保険代理店は，通常，損害保険代理店委託契約に基づき，保険契約の締結・更新についての代理権を付与されている。したがって，原告 X5 保険契約は，東日本大震災の前に既に成立していたから，被告 Y1 の錯誤無効の主張は，その前提を欠くものである。

(4) 第6事件のうち原告 X62 関係の争点

仮に原告 X62 建物が本件津波により滅失に至ってはいなかったとした場合，本件津波による原告 X62 建物の損害割合が80%以上となっていたか否か

(被告 Y3 の主張)

被告 Y3 総合約款 37 条 1 項は、同約款 3 条の事故による共済目的の損害割合が 80%以上となったときは、共済関係は、その損害の発生した時に消滅すると定めている。

被告 Y3 が自然災害で被災した一般造（木造など耐火構造以外の構造）の建物の損害割合を算定する場合には、評価要領によって行うこととなっている。そして、原告 X62 建物の本件津波による損害割合を評価要領に従って算定すると、まず、本件津波による海水の浸水は、2階部分の床上 41 cmに達したと推計され、これによる損害割合は 65.39%となる。次いで、地震及び流木や瓦礫等を伴う水災による変形・移動・破損・破壊等による損害割合は、外壁につき 8.76%、軸部につき 0.53%、内壁につき 3.42%、設備につき 3.07%の計 15.78%となる。そして、土砂堆積等による損害割合は、3%となる。

したがって、原告 X62 建物の本件津波による損害割合は、合計 84.17%となり、80%を超えているから、原告 X62 共済契約に係る共済関係は、本件火災の発生前に消滅していた。

(原告 X62 の主張)

被告 Y3 がその主張の根拠としている評価要領は、被告 Y3 の内部基準にすぎず、原告 X62 建物の損害割合を算出するに当たって評価要領を用いるべき必然性は存在しない。

また、仮に評価要領を用いるとしても、被告 Y3 が採用している原告 X62 建物の浸水深には具体的な根拠がない。その上、被告 Y3 が主張する地震それ自体による損害はほとんど何の根拠もない推論にすぎないし、流木や瓦礫等を伴う水災による変形・移動・破損・破壊等による損害割合については、そもそも評価要領に定めがなく、浸水による損害割合として既に考慮されているから、明らかに損害の二重計上である。さらに、土砂堆積等によ

る損害についても、本件のように火災により共済目的物が全焼してしまった場合には問題にならないし、實際上、気仙沼市においては、土砂の撤去等については相当数のボランティアによって実施されていたという側面がある。したがって、仮に評価要領を用いて計算するとしても、本件津波による原告 X62 建物の損害割合は、到底84.17%には達しない。

第3 当裁判所の判断

1 事実関係の概要

争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 本件津波による A 丁目付近の被災状況について

ア 本件津波は、平成23年3月11日午後3時頃に気仙沼湾内に到達し、直接海に面していない A 丁目付近にも、その南東ないし東方向の気仙沼湾岸から陸上を遡り、又はその南西側を流れる E を遡上して繰り返して押し寄せたところ、その浸水高（東京湾平均海面からの浸水の高さ）は、おおむね4.5m程度、その浸水深（地面からの浸水の高さ）は、おおむね2ないし4m程度であった（甲総14、乙総66、弁論の全趣旨）。

イ このような本件津波により A 丁目やその周辺地域の建物、車両等が相当数流出した結果、本件津波による被災後、本件焼損区域は、場所によって濃淡はあるものの、その大部分において、残存する各建物の敷地や道路上に流出した建物の部材、家財、車両等の大量の瓦礫が堆積する状況となっていた（甲総135、136、乙総42ないし52）。

ウ また、本件津波により、 A 丁目の南東ないし東側の気仙沼湾岸に設置されていた23基のオイルタンクのうち22基が損壊して流出し、これらのタンク内に備蓄されていた重油7350kL、灯油498kL、軽油1958kL及びガソリン1537kLの合計1万1521kL（いずれも推計値）が気仙沼湾岸の浸水地域に広く流出しており、後日の調査に

より、本件焼損区域内の土壌16か所のうち8か所においてA重油に相当する油性成分が検出されている(乙総24(204ないし221, 357ないし362頁), 25(25ないし34, 92ないし94頁), 55の2, 丙総5)。

(2) 本件各目的物のうちの各建物の被災状況について

ア 原告 X1 居宅建物は、木造2階建であるところ、本件津波により被災して少なくとも1階床上2mくらいまで浸水し、1階北側勝手口付近の外壁等が一部破損したが、2階には浸水が及んでおらず、被災後も元のAブロック⑦の位置において外観上は建物としての原形をとどめた状態で存在していた(甲総135(写真番号㉓), 136, 甲①5, 11, 丙①2, 原告 X1 本人)。

イ 原告 X1 店舗建物は、鉄骨造平家建であるところ、本件津波により被災して天井を超えて浸水し、北東側(正面)のガラス戸及びアルミサッシが損壊したが、被災後も元のAブロック⑥の位置において外観上は建物としての原形をとどめた状態で存在していた(甲総39, 40, 65の14ないし22, 甲総135(写真番号㉓), 136, 甲①4, 11, 原告 X1 本人, 弁論の全趣旨)。

なお、証拠(甲総39, 40, 65の14, 16ないし19)によれば、原告 X1 店舗建物は、本件火災の鎮火後の時点では南西側(裏側)の外壁の大部分が剥離・損壊して鉄骨がむき出しとなっていたところ、残存する外壁は薄赤色に変色しており、上記剥離・損壊は焼損によるものであったと認められるから、本件津波により当該外壁が大破したものと認めることはできない。

ウ 原告 X2 建物は、1階部分が鉄骨造、2階及び3階が木造の3階建であるところ、本件津波により被災して2階まで浸水し、1階北西側の外壁、2階南西側の窓及びその付近の外壁などが一部損壊したが、3階には浸水

が及んでおらず、被災後も元のFブロック⑧の位置において外観上は建物としての原形をとどめた状態で存在していた（甲総39, 40, 65の114, 甲②1, 2ないし4, 7ないし9, 甲③3ないし6, 乙③1ないし3, 丙②6）。

エ 原告 X3 2階建建物は、木造2階建であるところ、本件津波により被災して地面から浮き上がり、元のHブロック⑫の位置からBブロック E 公園付近まで約80mにわたり押し流されて同所に漂着した（甲④1, 7の1及び2, 甲④8, 丁④3の1, 3, 5, 7, 9, 11及び12, 丁④4の1ないし7, 弁論の全趣旨）。

オ 原告 X3 1階建建物は、本件津波により被災して元のHブロック⑭の位置から流出し、滅失した（争いのない事実）。

カ 原告 X4 建物は、木造2階建であるところ、本件津波により被災して少なくとも1階が浸水したが、被災後も元のAブロック④の位置において外観上は建物としての原形をとどめた状態で存在していた（甲⑦1, 戊総3, 4の1ないし5, 弁論の全趣旨）。

キ 原告 X5 建物は、木造2階建であるところ、本件津波により被災して原告 X5 増築部分については流出し、残る原告 X5 2階建部分も2階床上80cm程度まで浸水し、その周囲には倒壊した家屋の部材、家財、車両等の瓦礫がほぼ1階部分天井に達する高さまで大量に堆積していたが、被災後も原告 X5 2階建部分に限っては元のFブロック⑨のうち北西側部分の位置において外観上は建物としての原形をとどめた状態で存在していた（甲③1, 3ないし6, 乙③1ないし3, 弁論の全趣旨）。

ク B 荘は、木造2階建であるところ、本件津波により被災して1階部分の外壁等が損壊し、2階の原告 X61 居室にも床上20cm程度まで浸水したが、被災後も元のGブロック⑤の位置において外観上は建物としての原形をとどめた状態で存在していた（甲⑤1, 2, 4, 原告 X61 本人）。

ケ 原告 X62 建物は、木造 2 階建であるところ、本件津波により被災して 1 階の床上 1 m を超えて浸水し、1 階の窓ガラスが割れるなどしたが、2 階にまでは浸水が及ばず、被災後も元の G ブロック⑩の位置において外観上は建物としての原形をとどめた状態で存在していた（甲⑤ 1 ないし 3、原告 X61 本人）。

(3) 本件火災の発生及び消火活動の状況について

ア 平成 23 年 3 月 14 日午後 10 時 34 分、宮城県気仙沼市 Q 地区で発生していた林野火災のため出動した消防隊員が、気仙沼湾東岸の Q 漁港において、その対岸（西岸）に位置する同市 S 所在のホテル N の方面に炎が上がっているのを発見して、その旨を携帯無線機により消防本部に通報し、これにより初めて本件火災の発生が消防に覚知された（甲総 34、36、弁論の全趣旨）。

イ 同日午後 11 時 1 分、調査出動の指令がされ、宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈所在の気仙沼消防署から 消防指令外 4 名の消防隊員がポンプ車 1 台で出動し、同市 U 経由で同市 V 方面に向かい、同日午後 11 時 10 分、ビル南側交差点付近に到着した（甲総 34、36、乙総 91（64 ないし 67 頁）、証人 ）。。

ウ 消防司令は、上記交差点付近に到着した際、怪煙等が確認できなかったため、消防隊員 3 名と共に徒歩にて進行し、十数分程度かけて R 丁目付近に到着すると、南西方向建物の後方が赤く照らされているのを確認した（甲総 36、証人 ）。消防指令は、直ちに無線で消防本部に火災を報告し、応援要請をするとともに、消防隊員らに対し、本件火災に先立って発生していた同市 S 付近の火災で使用した際に設置済みのホースを活用し、これを延長するよう指示した（甲総 36、証人 ）。。

エ 消防指令は、火点を確認できないため、一人で徒歩にて更に進行すると、倒壊した建物が激しく炎上しているのを発見し、更に 2 か所の瓦礫

からも火炎を確認したが、周囲が暗く火点間の距離は具体的には把握できなかった（甲総36，証人■）。なお、同証人に対しては、同証人において確認した火点が2か所の瓦礫のみであったことを前提とするかのような尋問がされているが、甲総36を踏まえると、同証人が確認した火点は、倒壊した建物も含めて計3か所であったと認められる。）。■消防指令は、上記火災の現場には倒壊した建物と瓦礫が堆積しており場所が特定できなかったため、周囲を検索したところ、見覚えのある■Fビル（Eブロック⑧建物）があり、当該現場が■Fビル南東方向付近であることを確認した（甲総36，証人■）。

そこで、■消防指令は、無線により、消防本部に対し、消防団の出動及び気仙沼消防署のタンク車又はポンプ車を出動させて■E側から防御することを要請したが、消防団については出動できず、■E側にも進入できない旨の連絡を受けた（甲総36，証人■）。

なお、■Fビルは、■A■所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建共同住宅・居宅・店舗建物である（甲総38，丙総6，弁論の全趣旨）。

オ 同日午後11時42分、気仙沼消防署より消防隊員10名がポンプ車2台で出動し、同日午後11時52分、気仙沼市■K■付近に到着した（乙総91（64ないし67頁），弁論の全趣旨）。

■消防指令らは、気仙沼市■K■付近の岸壁から取水し、計3台のポンプ車を介してホースによる海水の中継送水を行うこととし、宮城県気仙沼市■R■■所在の■■医院南側（JR南気仙沼駅北西側）のJR気仙沼線線路付近まで合計約900mにわたってホースを延長してきたところ、その時点では既にこの付近にまで延焼が拡大していたことから、同月15日午前1時5分、同所に筒先配備して放水を開始したが、遠距離送水のため有効注水とはならなかった（甲総36，甲総64，乙総

91（64ないし67頁），証人（ ）。

カ 緊急消防応援活動のため渋谷第1小隊の小隊長として気仙沼市に派遣されていた東京消防庁渋谷消防署の（ ）消防指令補は，同月15日未明，気仙沼市（L）地区での火災警戒及び人命検索救助活動の実施中に本件火災の発生を知り，同小隊や他の小隊の隊員らと共に転戦出動することとなり，気仙沼市（K）付近に到着して，同所から上記オのホース延長を補助しながら瓦礫の中を30分ほど進み，本件火災の現場に到着したところ，建物が十数棟延焼中で，南北の火面の長さは約200mとなっていて，南への延焼拡大の危険がある状況であった（甲総27）。（ ）消防指令補は，放水の圧力が足りず消防力劣勢で消火不能と判断し，（ ）消防指令らに対し，安全な位置まで退避すべきである旨を伝えた（甲総27）。

その後，（ ）消防指令は，気仙沼消防署長の指示により放水を中止し，延焼状況を監視しつつ警戒体制とした（甲総36）。

キ 同日午前5時ないし午前5時10分頃，気仙沼消防署より（ ）消防指令外10名の消防隊員がポンプ車1台，化学車1台等が出動し，同日午前5時10分ないし午前5時15分頃，（A）（ ）所在の（M）ビル付近へ到着したところ，その時点では，本件火災は，おおむね，北東側はJR気仙沼線の軌道敷まで，北西側は（G）荘（Aブロック①建物）と（H）（Dブロック②建物）を結ぶ線まで，南西側は（E）左岸土手まで延焼していたことから，（ ）消防指令は，（G）荘と（H）より北西側のラインを延焼阻止線と設定した（甲総37，乙総91（64ないし67頁），証人（ ））。

また，応援要請を受けた東京消防庁の消火部隊（大崎1小隊及び江古田中隊）も，本件焼損区域の西側付近に部署し，消火活動に従事した（甲総27）。

ク そして，（E）右岸に部署したポンプ車から（J）を経て（M）ビ

ル前に部署した化学車経由で中継送水を行い、これを分水器により2線に分け、**G** 荘方向は気仙沼消防署隊が、**H** 方向は上記東京消防庁隊がそれぞれ担当して同日午前5時30分頃に高圧大量放水を開始したところ、その後に消防指令が本件火災の現場を一巡した時点では、**I** 医院（Cブロック①建物）や本件焼損区域の南東側に隣接する入浴施設**I**の建物には延焼していなかった（甲総37, 64, 乙総91（64ないし67頁），証人**I**）。

また、**J** 付近の**E** 左岸においても消防団の小型ポンプ車により取水がされ、同日午前5時30分頃、Aブロック、Cブロック及びGブロック方面にも放水が開始された（甲総38, 乙総91（64ないし67頁），証人**J**）。

ケ その後、余震による津波のため、消防本部から無線で退避命令が出され、**G** 荘及び**H** の方向に放水を行っていた全隊が**J** まで退避したところ、退避命令の解除後には、**I** 医院に延焼していたが、上記入浴施設は玄関先の瓦礫がくすぶっている状態であったものの延焼には至っておらず、本件焼損区域の北西側や北東側にも延焼はしておらず、以後、おおむね延焼は阻止された（甲総37, 証人**I**, 弁論の全趣旨）。

コ 原告**X1** 居宅建物、原告**X2** 建物、原告**X4** 建物、原告**X5** 建物のうち原告**X5** 2階建部分、**B** 荘及び原告**X62** 建物は、いずれも本件火災により全焼し、原告**X1** 店舗建物は、南東側南寄りの外壁が焼損して一部剥離し、南西側の外壁の大部分が焼損剥離するなどした（甲総35, 39, 40, 65の14, 16ないし19）。

2 共通争点①（本件各目的物は本件火災により焼損したか、それともこれに先立つ本件地震及び本件津波により既に滅失していたか）についての判断

(1) 原告**X1**, 原告**X2**, 原告**X4**, 原告**X5**, 原告**X61** 及び原告**X62**
I について

ア 前記1(2)で認定したとおり、本件津波による被災後も、原告 X1 居宅建物、原告 X1 店舗建物、原告 X2 建物、原告 X4 建物、B 荘及び原告 X62 建物は、いずれも元の位置において外観上は建物としての原形をとどめた状態で存在しており、また、原告 X5 建物についても、原告 X5 増築部分は流出したものの、原告 X5 2階建部分に限っては元のFブロック⑨のうち北西側部分の位置において外観上は建物としての原形をとどめた状態で存在していた。

また、このことに加え、前記1(2)で認定した本件津波による浸水の程度からすれば、原告 X1 居宅建物敷地、原告 X5 2階建部分及び原告 X61 居室 (B 荘2階8号室) の中に存した原告 X1 家財、原告 X5 家財及び原告 X61 家具類は、いずれもその一部が本件津波により浸水したと推認されるものの、その全部がことごとく浸水したとまでは認められない。他方、前記1(2)イのと通りの原告 X1 店舗建物の浸水状況からすれば、その中の原告 X1 店舗動産(設備・什器、商品その他の動産)は、その全部が浸水したものと認められるが、必ずしもすべてが流出又は損壊したとまでは推認することができず、洗浄すればなお使用可能なものがなくはなかったと考えられる。このことは、原告 X1 家財、原告 X5 家財及び原告 X61 家具類のうち浸水したものについても同様である。したがって、原告 X1 家財、原告 X1 店舗動産、原告 X5 家財及び原告 X61 家具類の全部が本件津波により物理的に滅失していたと断定することはできず、その一部は本件津波による被災後もなお残存していたものと認めるのが相当である。

イ そして、前記1(3)ロのとおり、原告 X1 居宅建物、原告 X2 建物、原告 X4 建物、原告 X5 建物のうち原告 X5 2階建部分、B 荘及び原告 X62 建物は、いずれも本件火災により全焼しており、原告 X1 家財、原告 X5 家財及び原告 X61 家具類のうち本件津波による被災後

も残存していたものも、やはりすべて本件火災により焼損したものと推認される。

また、原告 X1 店舗動産に関しては、本件火災による焼損の有無について原告 X1 と被告 Y1 の間に争いがあるが、前記 1 (3) コのとおり、原告 X1 店舗建物は、本件火災により南東側南寄りの外壁が焼損して一部剥離し、南西側の外壁の大部分が焼損剥離するなどしており、その内部にも焼損が及んでいるものと推認され、本件津波による被災後に原告 X1 店舗建物内に残存していた設備・什器、商品その他の動産（原告 X1 店舗動産）にも本件火災により何らかの焼損が及んだ蓋然性が高いものと認められる。

ウ したがって、本件各目的物のうち、原告 X1 居宅建物、原告 X1 家財、原告 X1 店舗建物、原告 X1 店舗動産、原告 X2 建物、原告 X4 建物、原告 X5 2 階建部分、原告 X5 家財、原告 X61 居室、原告 X61 家具類及び原告 X62 建物については、本件火災によりその全部又は一部が焼損したという保険事故又は共済事故に該当する外形的事実が存するものと認めることができる。

(2) 原告 X3 について

ア 前記 1 (2) エのとおり、原告 X3 2 階建建物については、本件津波により被災して地面から浮き上がり、元の H ブロック ㊸ の位置から B ブロック E 公園付近まで約 80 m にわたり押し流されて同所に漂着したものである。

確かに、一般に、建物移転に当たり、建物を解体せずにそのままの状態ですり移動する場合には、移転前後の建物に物理的な同一性があるものと解され、登記手続上も建物の所在の変更として取り扱われる。しかし、このようないわゆる曳家の方法により建物を移動する場合には、建物が移動に十分な耐久性を有するか否かといった諸条件を事前に確かめた上、慎重

かつ適切な技術的配慮の上で建物を移動させるものと考えられるところ、本件では、上記のとおり、原告 X3 2階建建物は、本件津波により地面から浮き上がって約80mも押し流されているのであるから、仮にその移動の速度自体が急激ではなかったとしても、本件津波の水流圧や他の漂流物、建築物、地面等との接触などにより構造的に重大な損傷を受けていたものと優に推認することができる。また、実際にも、証拠（甲④7の1及び2）によれば、本件津波による移動後の原告 X3 2階建建物は、付近の2階建と思われる建物との高さの違いから見て、1階部分が大破して座屈していたことがうかがわれる。そうである以上、本件津波による原告 X3 2階建建物の移動を曳家の方法による移動と社会通念上同視することはできないことは明らかである。したがって、原告 X3 2階建建物は、本件津波によって物理的に壊滅して社会通念上建物としての存在を失ったというべきである。

これに対し、原告 X3 は、原告 X3 2階建建物を曳家によって元の位置に戻すことは可能であったことなどから原告 X3 2階建建物は本件津波により滅失したとはいえないなどと主張する。しかし、上記のとおり原告 X3 2階建建物は本件津波により重大な損傷を受けたものと推認されるところ、本件津波による移動後もなお原告 X3 2階建建物が曳家の方法により技術的に修復可能な状態であったことを認めるに足りる証拠はない。また、仮に技術的に曳家による修復が可能であったとしても、漂着地や曳家の経路における土地所有者等の関係者の承諾を得ることは可能であったか否か、新築する場合に比して経済的に見合う費用で現実に曳家が実施可能であったか否かといった点も証拠上不明である（なお、甲総69における曳家についての記述は、津波により押し流された建物の修復を念頭に置いたものではないと思われる。）。したがって、原告 X3 の上記主張は、曳家による修復が可能であったとする点で前提を欠くものであり、

採用することができない。

イ 次に、原告 X3 共済契約に適用される被告 Y3 火災約款 1 条 2 項 (2) の定めによれば、加入者が所有又は管理する家具類は、「建物に收容されている」ものに限って共済目的に含まれるものとされている。そうである以上、共済の目的である建物が滅失したと評価される場合には、たとえその建物の残存物の内部になお経済的価値を失っていない家具類が存在するとしても、当該家具類は、もはや「建物に收容されている」ということはできないから、共済の目的に該当しないというべきである。

これを本件についてみると、原告 X3 2 階建建物は上記アのとおり本件津波により被災して滅失したのであるから、原告 X3 2 階建建物に收容されていた原告 X3 家具類は、仮にその一部が本件津波により被災しておらず経済的価値を完全には失っていなかったとしても、その後本件火災が発生した時点では既に原告 X3 共済契約における共済の目的ではなくなっていたものと認められる。

原告 X3 家具類が收容されている原告 X3 2 階建建物が本件津波により滅失したことにより原告 X3 家具類も全損となった旨の被告 Y3 の主張は、以上の趣旨を含むものとして理由がある。

ウ さらに、原告 X3 1 階建建物が本件津波により流出して滅失したことについては、原告 X3 及び被告 Y3 の間に争いがない。

エ したがって、原告 X3 共済契約における共済の目的である原告 X3 2 階建建物、原告 X3 家具類及び原告 X3 1 階建建物については、いずれも本件火災が発生した時点において既に滅失し、又は共済の目的から外れていたものと認められるから、本件火災による焼損という共済事故が生じたものと認めることはできない。

(3) 経済的価値の喪失に関する被告らの主張について

被告 Y1 は、津波の力学的特性、瓦礫の建物内への流入、津波が塩

分・油分・汚泥を含んでいることなどを踏まえれば、浸水深が2mを超えていたA地区の2階建以下の木造家屋やその中の動産類は、たとえ流出に至らずとも経済的評価として滅失に至っており、被保険利益を失っていたなどと主張し、その余の被告らもおおむね同旨の主張をしている。

確かに、東日本大震災のような大規模な津波災害が発生したことによる保険金又は共済金の支払に関する場面では、津波による被害の状況等に鑑みて被災者の事情に配慮し、あるいは厳密な調査の困難さやそれに要する時間及び費用等を考慮して、例えば一定以上の浸水深のある建物について一律に保険又は共済の目的が津波のため「全損」したものと認定するなどして処理を行う取扱いも実務上あり得るところと思われる。

しかしながら、そもそも津波が木造平家建又は同2階建の建物やその中の動産に及ぼす被害の程度は、浸水深の高さのみに比例するとは認め難いのであり、むしろ個々の建物の具体的な構造や強度の違い、周囲の地形や建造物等の配置状況、大型の漂流物が衝突したか否かといった偶然の事情を含む諸要素により大きく左右されるものと考えられる（甲総7、8、10、12、13参照）。また、本件訴訟においては、飽くまでも個別の保険又は共済の目的である建物又は動産についての被保険利益の有無が問題になるのであるから、個々の建物又は動産がそれぞれ現に被保険利益を喪失した状況に至っていたか否かの具体的な事実認定が求められる。ところが、前記(1)において認定したように、本件各目的物の大部分については、本件津波が襲来した3日後に発生した本件火災のため焼損するなどしていることもあり、本件津波による被災後の時点における個々の目的物の主要構造等（特に建物内部）の具体的な状況に関する客観的な証拠が極めて乏しく、この点に関する被告らの各論的な主張も、おおむね、本件津波による被災後の建物の外観等に基づく推論の域を出ないものにとどまっている。

そこで、被告らの上記主張についての判断はひとまず留保し、前記(1)の

とおり原告 X1 居宅建物，原告 X1 家財，原告 X1 店舗建物，原告 X1 店舗動産，原告 X2 建物，原告 X4 建物，原告 X5 2階建部分，原告 X5 家財，原告 X61 居室，原告 X61 家具類及び原告 X62 建物について保険事故又は共済事故に該当する外形的事実が認められることを前提に，以下のとおり共通争点②及び共通争点③についての判断を先行させることとする。

なお，本件火災により原告 X3 共済契約に定められた共済事故が生じたとは認められないことについては前記(2)で説示したとおりであるが，当事者の主張にかんがみ，以下では，念のため，本件津波によりBブロックに流れ着いた原告 X3 2階建建物がなお滅失に至っておらず，これに収容されていた原告 X3 家具類も少なくともその一部が残存しており，これらがすべて本件火災により焼損したと仮定して判断するものとする。

3 本件火災の出火場所

共通争点②及び共通争点③について判断するのに先立ち，本件火災の出火場所について検討しておく。

(1) 関係証拠から認定できる出火場所

ア 気仙沼消防署所属の 消防指令補は，平成24年2月20日付け火災原因判定書（甲総35）において，本件火災に関し，①平成23年4月5日及び同月6日に行われた実況見分の結果（甲総39，40）からは，焼損範囲が広く，延焼方向に統一がなく，また各ブロック間の道路上に堆積していたと思われる流出倒壊した家屋，瓦礫，車両等の焼損物が除去されており，判定材料が乏しく出火場所の特定には至らず，② 消防指令作成の火災出場時における見分調書1（甲総36）からはEブロック南側，Gブロック北側，Fブロック北西側，Hブロック東側と推定されるが，発見時既に3か所からの出火が確認されており，距離が確認できないため詳細な出火場所の特定には至らず，③ の目撃供述を録取

した現場聞き込み調査書（甲総4.1）からはHブロック付近と推定されるが、発見時既に数か所から火が上がっており、目撃位置は約130mの距離にあるため詳細な出火場所の特定には至らず、④ これらのことから、出火場所はEブロック南側、Gブロック北側、Fブロック北西側、Hブロック東側と推定されるが、詳細な出火場所の特定には至らず不明であるとしている。

しかし、上記の判定結果は、上記①ないし④の検討経過からも明らかのように、飽くまでも詳細な出火場所の特定には至らないとしたものであり、大まかに出火場所を把握すること自体を不可能としたものではないし、上記④の結論についても、上記①ないし③から推定される各出火場所のうち最も広い範囲を記載したものにすぎないと認められるから、関係証拠に基づいて上記④から更に出火場所の範囲を限定する余地はなお残されていると考えられる。

イ そこで検討すると、まず、前記1(3)アのとおり、本件火災は、平成23年3月14日午後10時34分に消防隊員が気仙沼湾東岸のQ漁港からホテルN方面に炎が上がっているのを目撃したことにより初めて消防に覚知されている。

この目撃位置が具体的に同漁港のうちのどの場所であったのかは証拠上不明であるが、少なくとも同漁港内の特定の位置とホテルNを結んだ延長線上には、後記ウ及びエの各目撃供述中に現れるFビルが存在するものと認められるから（丙総8添付資料1及び2、丁総14写真5）、Fビル付近が本件火災の出火場所であるとしても、消防隊員の上記目撃状況とは矛盾しないといえる。

そして、この時点で気仙沼湾の対岸から炎が上がっているのが目撃可能な状態にまで火災が進展していたことからすれば、本件火災の発生日時は、多少の幅を持って推定せざるを得ないものの、消防指令補作成の火災

調査書（甲総34）記載のとおり、おおよそ同日午後10時頃と認めることができる。

ウ 次に、平成23年5月7日時点における■■■■■の目撃供述を記載した■■■■■消防指令補作成の現場聞き込み調査書（甲総41）によれば、■■■■■は、同年3月14日午後10時頃、隣人からの知らせにより本件火災に気が付き、自宅の■■■■■M■■■■■ビル3階より■■■■■F■■■■■ビル付近の■■■■■E■■■■■側の数か所において激しい勢いで燃えている火炎を目撃した旨の供述をしていることが認められる。

また、同年4月26日時点における■■■■■の供述を記載した株式会社■■■■■作成の調査報告書（丙総3）によれば、■■■■■は、東日本大震災の発生後、■■■■■A■■■■■所在の自宅から■■■■■O■■■■■ビルに避難していたところ、同年3月14日か同月15日の午後11時頃に同ビル3階から■■■■■F■■■■■ビルの辺りから火の粉がポツと出たのが見えた旨を述べていることが認められる（なお、丙総6添付資料3によれば、■■■■■O■■■■■ビルの所在地は■■■■■A■■■■■付近と認められる。）。

これらの供述は、聞き取りが行われた時期がいずれも本件火災の発生から1か月以上経過した後であることにかんがみると、特に本件火災の目撃時刻の正確性等については一定の誤差があり得ると思われることに留意する必要がある（なお、■■■■■は、上記目撃をした日付自体を正確に記憶していないため上記のとおり供述しているものと思われるが、その内容は本件火災の発生日の出来事について述べる趣旨であると認められる。）。

しかし、■■■■■F■■■■■ビルは、■■■■■

特徴的な外観の3階建建物であるところ（甲総135（写真番号②4）、136、丙総6）、■■■■■及び■■■■■は、いずれも■■■■■A■■■■■の住民であり、その地理や付近の建物の特徴については熟知していたはずである

から、**F**ビルについても当然よく知っていたものと推認され、**F**ビルを他の建物と誤認することは考えにくい。また、**M**ビルと**F**ビルの距離は約130m（甲総35，前記ア③），**O**ビルと**F**ビルの距離は約200m（丙総6添付資料3参照）程度であるところ、いずれも3階建建物である**M**ビル及び**O**ビルと**F**ビルの間には他に3階建以上の高さの建物はなく、**M**ビル及び**O**ビルからは**F**ビルの北西側及び南西側の外壁上部が視認可能であると認められる（甲総38，丙総6添付資料3，丙総8添付資料4及び5，丙総12再掲添付資料3，丁総14写真7ないし11）。さらに、上記兩名は、**F**ビル付近の**E**側又は同ビルの辺りからの火炎等を目撃した旨供述しているところ、そのように同ビル付近に火炎等があったのであれば同ビルの外壁上部はこれによって多少は照らされていたものと思われるから、上記のような特徴的な外観のある同ビルは暗闇の中でもなお識別が可能であったものと推認される。

そして、**と**は、上記の目撃をした当時、本件焼損区域に近い**M**ビル又は**O**ビルにいたのであるから、比較的早期の段階で本件火災の発生に気が付き、上記の目撃をしたものと推認することができる。

エ さらに、前記1(3)イないしエのとおり、**消防指令は、平成23年3月14日午後11時10分に**ビル南側交差点付近に到着し、そこから十数分程度歩いて**R**丁目付近で南西方向建物の後方が赤く照らされているのを確認し、更に徒歩にて進行したところ、倒壊した建物が激しく炎上しているのを発見し、更に2か所の瓦礫からも火炎を確認したが、その現場には倒壊した建物と瓦礫が堆積しており場所を特定できなかったため、周囲を検索した結果、見覚えのある**F**ビルがあったことから、当該現場が**F**ビル南東方向付近であることを確認してい

る。

このような事実経過からすると、**■**消防指令がこれらの火災を現場で確認した時刻は、同日午後11時30分ないし同月15日午前0時頃と推認され、同月14日午後10時34分の本件火災の覚知から既におよそ1時間ないし1時間30分近くが経過していたことになり、もはや本件火災発生の初期段階であったとはいえないが、燃焼箇所はなお**■ F ■**ビル南東方向に限られており、相対的には早期の段階であったといえる。

そして、**■**消防指令は、上記のとおり確認した**■ F ■**ビル南東方向の火災現場は、Eブロック又はHブロックであり、FブロックやGブロックではなかったと思う旨を証言しているところ、後記(2)エのとおり、この証言は信用することができるから、当該火災現場はEブロック又はHブロックの範囲内にあつたものと認められる。

オ ところで、平成23年3月15日午前9時頃に撮影された航空写真（丁総14写真20ないし24）によれば、本件焼損区域においては、全体的に白煙が多く立ち上っているところ、Eブロックのうち**■ F ■**ビルから南東側の部分では白煙が少なく、**■ F ■**ビルに道路を挟んで隣接するHブロックについても、その西側のHブロック①建物付近や南東側のHブロック⑩建物付近以外には目立った白煙は見られず、このように白煙の少ない部分はいずれもこの時点で燃え尽きた状況となっていたものと推認される。したがって、Eブロックのうち**■ F ■**ビルから南東側の部分や、Hブロックのうち北東側ないし中央の部分は、比較的早期に燃え始めたことがうかがわれる。

他方、上記航空写真によればEブロックのうち**■ F ■**ビルよりも北西側の各建物から顕著に白煙が上がっていることが認められるし、他の写真（甲総40写真61及び62、甲総65の60及び62）によれば本件焼損区域の北西端であるEブロック①建物はその南東側のEブロック②建

物やEブロック③建物よりも焼けが弱いことも認められる。そうすると、Eブロックのうち **F** ビルより北西側の部分は、比較的遅い時期に焼損したものと推認することができる。

カ 以上の各事情を踏まえると、まず、前記ウのとおり比較的早期の段階において地域住民らが火災や火の粉を目撃したと供述する **F** ビル付近の **E** 側又は同ビルの辺りが本件火災の出火場所であるとするれば、前記エのとおり消火活動を開始する前の段階で **F** 消防指令が **F** ビル南東方向のEブロック又はHブロック内において3か所の火炎を確認したこととおおむね符合するし、前記オのとおり出火翌朝の航空写真においてEブロック中央部やHブロック北東側及び中央部の白煙がほとんど見られず燃え尽きた状況となっていたという客観的な事実とも整合するといえることができる。さらに、**F** ビル付近が本件火災の出火場所であるとするれば、前記イのとおり本件火災の覚知時に消防隊員が **Q** 漁港からホテル **N** 方面に炎が上がっているのを目撃していた事実とも矛盾しない。そして、前記アの消防による判定結果についても、前記ア①ないし④の判定経過からすれば、同④の「Eブロック南側」や「Hブロック東側」には **F** ビル付近を含む趣旨であると考えられるから、やはり **F** **F** 付近が本件火災の出火場所であるとしても矛盾しないといえる。

他方で、前記オのとおりEブロックのうち **F** ビルより北西側の部分は比較的遅い時期に焼損したものと認められるから、**F** ビルの周辺のうち、その北西側の部分が出火場所である可能性は低いと考えられる。また、**F** ビルの北東側は、JR気仙沼線の軌道敷であり、本件焼損区域に含まれない（甲総38）。

これらの事情を総合すると、本件火災の出火場所を厳密な点として特定することまでは困難であるものの、本件火災は **F** ビル付近のうちその南東側又は南西側から出火した蓋然性が高く、より具体的には、Eブ

ロックのうち F ビルから南東側の部分又はHブロックのうち北東側ないし中央の部分の範囲のいずれかの地点が本件火災の出火場所であると推認することができる。

(2) 原告らの主張に対する判断

原告らは、本件火災の出火場所に関し、① M ビルや O ビルからは F ビルに遮られて同ビルより東側の火災の状況を直接に現認することはできないから、M ビルや O ビルからの目撃者は具体的な発火場所を目撃しているわけではなく、その目撃情報から分かるのはせいぜい F ビルの東側の地域のどこかから発火したという程度のことである、② その他にも F ビル以外から出火したとするものなど複数の矛盾する部分のある目撃供述が存在しており、目撃供述から発火場所を推測することはおよそ不可能である、③ Eブロック西側やAブロックはかなり遅い時期に焼損しているから、Eブロック内やその近くに発火場所があったとは考えにくく、F ビル付近が発火場所であることはあり得ない、④ 最初に確認した火災現場はFブロックやGブロックではなかった旨の消防指令の証言は必ずしも信用できない、⑤ Fブロックの原告 X5 2階建部分や原告 X2 建物又はGブロックが本件火災の発火場所であった可能性は充分にある、⑥ 複数箇所より発火した可能性も存在するから結局出火場所は不明であるなどと主張する。

しかしながら、以下のとおり、これらの主張はいずれも採用することができない。

ア 原告らの主張①について

まず、前記①の点については、確かに、 及び においては、本件火災が「発火」した状況やその場所自体を目撃したものとは必ずしも認められない。

しかし、前記(1)ウのとおり、M ビル及び O ビルからは

■ F ■ ビルの北西側及び南西側の外壁上部を視認することができたのであり（このことについては、上記①の主張にかんがみると、原告らも争っていないと思われる。）、地域住民である上記両名が ■ F ■ ビル付近の ■ E ■ 側又は同ビルの辺りで火炎や火の粉が見えたと供述していることや前記(1)で検討した他の関係証拠に照らすと、本件火災の比較的早期の段階で ■ F ■ ビルの周辺に火災が生じていたことは優に認定することができる。

なお、■ ■ 及び ■ ■ は、■ F ■ ビルの「東側」に火炎等が見えたと供述しているわけではない（甲総41，丙総3）。

イ 原告らの主張②について

次に、原告らが指摘する住民らの目撃供述が掲載された調査報告書の記載（乙総24（141ないし143頁））においては、いずれも目撃者（原供述者）の氏名・住所やその聞き取りの日時すら特定されておらず、これらの記載はそもそも信用性を検討する基礎を欠いていて証拠としての価値に乏しいというべきであるから、たとえこれらの中に ■ ■ 及び ■ ■ の前記各供述（甲総41，丙総3）と必ずしも一致しないものがあるとしても、そのことをもって当該両名の前記各供述が信用できないということはできない。

ウ 原告らの主張③について

(ア) 原告らは、本件火災当時は、風がほとんどなく道路も瓦礫で埋まっていたから、火点からは瓦礫の範囲内で全方向に均等に燃え広がるはずであると主張し、これを前提に、仮に ■ F ■ ビル付近が出火場所であったとすればEブロック西側やAブロックがかなり遅い時期に焼損したと矛盾すると主張する。また、原告らは、上記の前提に加え、■ ■ 消防指令らが放水を開始した平成23年3月15日午前1時5分の時点でFブロック⑪建物（■ P ■ ）が燃えていたことをも前提とし

て、**F**ビルから**P**までの距離は約200mであるのに対し、**F**ビルからAブロックまでの距離は約100mしかなく、仮に**F**ビル付近が出火場所であれば、同日午前1時5分の時点でAブロックが燃えていないということはありません。

(イ) しかしながら、本件焼損区域内においては、前記1(1)イのとおり、瓦礫の堆積状況には場所により濃淡があったと認められるのであって、これが均一に分布していたとは到底考え難く、また、瓦礫に含まれる可燃物、燃焼促進物、爆発の危険がある物などの分布状況も決して一様ではなかったと推認されるし、点在する個々の建物の構造や耐火性能の程度にも当然差異があったはずであるから、このような瓦礫や建物等が延焼していく速度も、全方向において同じ程度であったとはおよそ考えられず、むしろ各方向によりまちまちであった可能性が高いというべきである。

その上、原告らが指摘する証拠（甲総34、証人**■**、証人**■**）を踏まえても、本件火災が発生してから鎮圧されるまでの間、**A****■**において風が全く吹いていなかったとは認められない。証拠（甲総34、乙総25（41頁）、91（64頁））及び弁論の全趣旨によれば、宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈所在の消防本部においては、確かに、本件火災が覚知されてから鎮圧されるまでの間、風はそれほど強くなく、特に平成23年3月15日午前4時から午前5時にかけては風が非常に弱かったとされているが、それでも、本件火災が発生した時点で風速毎秒2.0mの北北西の風が観測されている上、覚知から鎮圧までの間の10分間平均風速も最大で毎秒2.8mあったことが認められるから、本件焼損区域においても、焼損範囲が拡大していく過程において、強いとはいえないにしても多少の風があった可能性は高く、延焼の方向や速度に風

の影響が全くなかったとは断定できない。

したがって、原告らの前記③の主張は、その前提を欠くものであり、Eブロック西側（北西側）やAブロックがかなり遅い時期に焼損した事実があるからといって、Fビル付近のうちその南東側又は南西側（EブロックのうちFビルから南東側の部分又はHブロックのうち北東側ないし中央の部分の範囲のいずれかの地点）が本件火災の出火場所であるとの前記(1)カの認定判断が左右されるものではない。

(ウ) また、そもそも消防指令らが放水を開始した同日午前1時5分の時点においてFブロック⑩建物（P）が燃焼していたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

すなわち、前記1(3)オのとおり、消防指令らが同日午前1時5分に放水を開始した地点は、宮城県気仙沼市所在の医院南側（JR南気仙沼駅北西側）のJR気仙沼線線路付近であり、仮にこの地点が「P付近」といえなくもないとしても、周辺には原告X5 2階建部分（Fブロック⑨建物のうち北西側の部分）、原告X2 建物（Fブロック⑧建物）などの建物や瓦礫等も存在したのであるから（前記1(2)ウ及びキ）、その放水先である燃焼中の物体がPであったとは限らない。かえって、前記1(3)オ及びカのとおり、上記放水は遠距離送水のため有効注水とならず、渋谷第1小隊の消防指令補も放水の圧力が足りず消防力劣勢で消火不能と判断して退避を進言し、消防指令らも気仙沼消防署長の指示により放水を中止し、その後は単に延焼状況を監視するにとどまっていたのであるから、当初の放水先付近は結果的に延焼するに任せた状態となっていたにもかかわらず、Pは結果的に一部焼損にとどまっていること（甲総40）からすれば、そもそも同日午前1時5分時点での放水先はPではなかった可能性が高く、むしろ原告X5

2階建部分、原告 X2 建物などの P より北西側の建物やその周辺の瓦礫等であったことがうかがわれる。

そうすると、同日午前1時5分の時点で P が燃焼していたことを前提に、仮に F ビル付近が出火場所であるならばこの時点でAブロックが燃焼していなかったはずがない旨の原告らの主張は、この点でもその前提を欠くものである。

エ 原告らの主張④について

原告らは、最初に火点を確認した現場はEブロック又はHブロックでありFブロックやGブロックではなかった旨の 消防指令の証言について、前記③の主張に加え、 消防指令は当時一人で行動していたこと、火点が見付かってからその周囲の瓦礫上を動き回ってやっと見付けたのが F ビルであったこと、 消防指令自身、 F ビルから火災地点までの距離について判然としないとも証言していることなどから、 消防指令が周囲の状況を正確に把握できていたとは考えられず、上記証言は根拠が弱く、必ずしも信用できないと主張する。

しかしながら、前記1(3)エの事実によれば、 消防指令は、倒壊した建物及び2か所の瓦礫が燃焼しているのを発見した際、周囲が暗く、倒壊した建物と瓦礫が堆積しており場所が特定できなかったため、周囲を検索し、その結果、見覚えのある F ビルがあったことから、当該現場が F ビルの南東方向付近であることを確認したものである。そうすると、仮に上記火災の現場がFブロックやGブロックの範囲内にあったとした場合には、当該現場の周囲から F ビルまでは相当な距離があったことになるのであり、上記のように倒壊した建物や瓦礫が堆積している暗闇の中で果たして F ビルを発見できたのかという疑問が生じる。

また、 消防指令が上記のようにして火災現場の周囲を検索したのは、

消火活動を実施したり応援要請をしたりする前提として火災現場の位置をなるべく正確に把握する必要があったからであると考えられる。そうすると、たとえ■ F ■ビルから当該現場までの距離を厳密に把握できなかったとしても、およそ当該現場とかけ離れた場所を目安にするのでは消火活動や応援要請のための情報としては何ら意味を成さないのであるから、■ 消防指令が確認した当該現場が■ F ■ビルからそう遠い地点であったとは考え難い。換言すれば、FブロックやGブロックにおいて発生中の火災について消火活動や応援要請を行うのであれば、「■ F ■ビルの南東方向付近」という表現は用いないはずである。

さらに、■ 消防指令が発見した火災の現場がEブロック又はHブロックであったとすれば、前記(1)で検討したとおり、■ 及び■ の各目撃供述、本件火災が覚知された際の■ Q ■漁港からの視認方向、出火翌朝にEブロック中央部やHブロック北東側及び中央部の白煙がほとんど見られず燃え尽きた状況となっていたことなども整合するといえる。

したがって、■ 消防指令の上記証言は、本件火災から3年以上経過してからの証言であることや、同人が東日本大震災の発生より3日間にわたり不眠不休に近い状況で職務に従事し、かなり疲労した状況で本件火災の消火活動に従事していたと思われることを踏まえても、その根拠が弱いということとはできず、十分に信用することができる。

オ 原告らの主張⑤について

原告らは、⑦ 平成23年3月15日午前1時5分の時点で■ P ■■ (Fブロック⑩建物)が燃焼していたことを前提に、同建物と原告■ X5 ■2階建部分(Fブロック⑨建物のうち北西側の部分)及び原告■ X2 ■建物(Fブロック⑧建物)との間には瓦礫の少ないスペースが相当程度あり、原告■ X5 ■2階建部分及び原告■ X2 ■建物から当該スペースを迂回して半円状に延焼したとすればその延焼距離は短くても約50mであり、延焼に要

した時間が1時間ないし1時間半であったとすると、その延焼速度は阪神・淡路大震災時に記録されたデータとおおむね合致するから、**■**消防指令が火点を目撃した地点は原告**X5** 2階建部分や原告**X2** 建物であった可能性があること、① 原告**X2** 建物から**G** 荘（Aブロック①建物）までの距離は240m強であるところ、原告**X2** 建物が発火場所であり**■**消防指令が火点を目撃した地点であるとするれば、同月14日午後11時30分ないし同月15日午前0時頃から5時間半ないし6時間かけて燃焼したことになり、その燃焼速度はやはり上記⑦の燃焼速度と大きく変わらないことを根拠に、原告**X5** 2階建部分や原告**X2** 建物が**■**消防指令によって目撃された火点であった可能性は充分にあるから、当該各建物が本件火災の発火場所であった可能性も充分にあり、同様にGブロックの建物についても発火場所である可能性があるとして主張する。

しかしながら、上記⑦の主張がそもそもその前提を欠いていることについては、前記ウ(イ)で説示したとおりである。

また、上記⑦及び①のいずれについても、**■**消防指令が確認した火災現場が原告**X5** 2階建部分と原告**X2** 建物を含むFブロックやGブロックではなかったと認められることは、前記エで説示したとおりである。そもそも、本件焼損区域内の瓦礫や建物における延焼の速度は、前記ウ(イ)のとおり各方向によりまちまちであった可能性が高いし、本件焼損区域において阪神・淡路大震災の際の火災現場と可燃物、燃焼促進物等の分布状況などの諸条件が同様であったことを認めるに足りる証拠もないから、いずれにせよ、延焼の速度を根拠にして本件火災の出火場所を推定することは困難である。

なお、Gブロックについては、同月15日朝に撮影された航空写真（丁総14写真22ないし25）によれば、この時点で**B** 荘（Gブロック⑤建物）や原告**X62** 建物（Gブロック⑩建物）の付近から白煙が上が

っている状況が認められるところ、仮にこれらの付近が本件火災の出火場所であったとすればより早く燃え尽きて翌朝には白煙も上がらない状況となっていたのではないかという疑問も指摘することができる。

カ 原告らの主張⑥について

原告らは、**■**消防指令が目撃した2か所の瓦礫からの火炎について、「火災と火災の間には煙がくすぶっているとか、そういう状況はなかった」と証言していると指摘し、本件火災については複数箇所より発火の可能性も存在するから結局出火場所は不明であると主張する。

しかしながら、**■**消防指令は、上記の二つの火炎につき、「その間に煙がくすぶっているとか、そういうふうな状況は、記憶にはありません」と証言しているのであり、「なかった」と証言しているのではないから、原告らの上記指摘は誤っている。

なお、**■**消防指令は、平成23年3月14日午後11時30分ないし同月15日午前0時頃に**■ F**ビル南東方向付近において倒壊した建物及び2か所の瓦礫が燃えているのを確認しており（前記(1)エ）、**■****■**も、やはり**■ F**ビル付近の**■ E**側の数箇所に火炎を確認している（前記(1)ウ）。しかし、**■**消防指令の上記目撃は本件火災の覚知から1時間ないし1時間30分近く経過した後のものであるし、**■**の上記目撃供述も、比較的早期のものであるとは考えられるものの、必ずしも出火の直後であるとは認められない（なお、甲総41によれば、同人は隣人からの知らせによって火災の発生を認識している。）。そして、**■ F**ビル付近では点在する建物の中に大量の瓦礫等が堆積しており（乙総43ないし52、丙総6添付資料2-1ないし4、丙総8添付資料9ないし14）、方向により延焼の速度もまちまちであったと考えられること（前記ウ(イ)）にかんがみると、出火から多少の時間が経過すれば元々の出火場所は燃え尽き（例えば、丙総8（6頁）では、3階建の建物1棟が

全焼するのに要する時間は30分前後、車両が全焼するのも同程度未満の時間であると指摘されている。) , 燃焼箇所も一つではなく複数の方向に分かれて延焼している状況になっていたものと推認することができる。そして、本件火災においてその出火場所が複数であった具体的・現実的な可能性を示す証拠が他に見当たらないことをも考慮すると、**■**消防指令及び**■**による複数箇所の火点の目撃は、上記のようにして一つの火災が複数の方向に延焼した状況を視認したものと推認するのが相当である。

4 共通争点② (本件火災は本件津波によって発生したものか否か) についての判断

上記3(1)で認定したとおり、本件火災の出火場所が**■ F ■**ビル付近のうちその南東側又は南西側 (Eブロックのうち**■ F ■**ビルから南東側の部分又はHブロックのうち北東側ないし中央の部分の範囲のいずれかの地点) であることを前提に、本件火災が本件津波によって発生したものか否かについて検討する。

(1) 本件火災は本件車両から出火したものか否か

ア 証拠 (甲総135 (写真番号④) , 136 , 丙総6) によれば、本件火災の発生前の時点では、本件津波により、**■ F ■**ビル南角付近には瓦礫が大量に堆積しており、その南角の東側壁面に接して本件車両がほぼ瓦礫に埋もれた状態で漂着していたところ、本件火災後には、**■ F ■**ビル及び本件車両は焼損しており、かつ、本件車両上方の**■ F ■**ビル南角東側壁面に本件車両からV字状に火炎が立ち上がったことを示す痕跡が残っていて、その他の**■ F ■**ビルの焼損状況から見ても、**■ F ■**ビルは本件車両から延焼して焼損した蓋然性が高いものと認められる。

そして、被告**■ Y2 ■**は、本件火災は本件車両から出火したものであると主張し、その余の被告らも同旨の主張をしているところ、本件車両が存在した場所は前記3(1)で認定した本件火災の出火場所の範囲に含ま

れること、後記(2)イのとおり一般的に海水に浸った車両からは電気系統の不良により出火する危険性があり、実際にも東日本大震災の津波被災地においてかかる火災事例が多発していることを考慮すると、本件車両が本件火災の出火箇所である可能性は相当程度あるものと考えられる。

イ しかしながら、本件車両は、その南東側及び南西側に堆積していた瓦礫から延焼して焼損した可能性も否定することができず、本件車両が最初の出火元であるとまで断定することは困難である。

すなわち、被告 Y2 は、平成23年4月30日以降に撮影されたと認められる写真（丙総6添付資料4-2写真第6号、4-3写真第8号、4-5写真第13号）を根拠に、本件車両の右側、右前側及び後側の瓦礫は燃えていないと主張するが、これらの写真からその主張事実を一義的に読み取ることにはできない。また、被告 Y2 は、 F ビルの南西側道路に面した外壁がほとんど焼けていないとも主張するが、証拠（甲総40、65の85）によれば、当該外壁の下部は焼損して黒色に変色しており、表面が剥離してコンクリートの下地が露呈している部分もかなりの範囲で認められるから、上記道路に堆積していた瓦礫（甲総135（写真番号㉔）、136、丙総6添付資料2-4）が燃焼して当該外壁が焼損したことはむしろ明らかであり、そこから本件車両に延焼した可能性を否定し去ることはできない。

次に、被告 Y1 は、本件車両について、内部の焼損状況が著しく、外部では右側に燃えていない部分が残っていると主張する。しかし、被告 Y1 が引用する写真（丙総6添付資料4-2写真第6号）を検討しても、本件車両の内部の焼損状況が著しいということまで認定するのは困難である。また、本件車両の外部の状況について見ても、確かに、焼損後においては本件車両の右側及び後側には薄緑色又は灰色のような色合いの部分が存在するが（丙総6添付資料4-2写真第6号）、それが焼損前の塗

装色（不鮮明であるが、甲総135写真番号㊸参照）と同じであるとは必ずしも認めるに足りないから、当該部分が燃えていないと断定することはできない。さらに、本件車両については、仮に内部の焼損が強いのに對して外部に燃えていない部分が残っているとしても、外部には焼損している部分もあるのであるから、そこから内部に延焼した上で燃料に着火したために結果的に内部の方が強く焼けたという可能性もなお否定できない。

さらに、証人■■■■は、本件車両は中から焼けており周りの瓦礫から燃え移ったのではない旨を証言しているが、以上で指摘した諸点に加え、同証人は平成23年4月30日に初めて■■■■Fビル付近を含む本件焼損区域を訪れたものであり、その時点では同ビル南西側道路や本件車両付近の瓦礫や焼残物は相当程度撤去されていたと推認されることからすれば、同証人が同日以降に本件車両の周囲を観察した状況が本件火災による焼損直後の状況と同じであったか否かには疑問が残るといわざるを得ず、上記証言をにわかに採用することはできない。

したがって、本件車両が本件火災の出火元である旨の被告らの主張を直ちに採用することはできない。

(2) 堆積した瓦礫等からの本件津波による出火の可能性

ア もっとも、前記1(1)イのとおり、本件津波による被災後、本件焼損区域は、場所によって濃淡はあるものの、その大部分において、残存する各建物の敷地や道路上に流出した建物の部材、家財、車両等の大量の瓦礫が堆積する状況となっていた。そして、証拠（乙総43ないし52、丙総6添付資料2-1ないし4、丙総8添付資料9ないし14）によれば、■■■■F■■■■ビルの南西側から南側の一帯においても道路部分をも埋め尽くして多量の瓦礫が堆積しており、これらの瓦礫や残存する建物は平成23年3月14日の日中においてもなおほとんど撤去されずに残っていたものと認められるから、同日夜の本件火災の発生時にも同様であったと推認される。

また、証拠（甲①11, 甲⑤2, 原告 X1 本人, 原告 X61 本人）によれば, A 付近では, 同月12日の時点で既に本件津波による浸水はかなり引いていたと認められる。そして, 証拠（乙総25（41頁））によれば, 消防本部においては, 同日午前1時から同月15日午後6時までの降水量は0mmで, 天候も概ね晴れが続き, 最小湿度は同月14日には25.2%にまで下がり, 平均気温も同月12日には1.8℃であったのが同月13日に5℃近く高くなって同月14日には9.4℃に達していた上, 同日の最高気温は17.7℃まで上がっており, これは3月中旬の宮城県気仙沼市における最高気温の平年値8.5℃を大きく上回っていたことが認められるから, 同月14日夜に本件火災が発生した時点では, 本件焼損区域内の瓦礫や建物はかなり乾燥していたものと推認される。

さらに, 本件津波による被災の当時, A を含む 地区 一帯が住宅地, 商業用地, 水産関係事業用地等として利用されており, また, この地域では未だ暖房器具を必要とする季節であったこと（甲総38, 弁論の全趣旨, 当裁判所に顕著な事実）, 本件火災の鎮火後には本件焼損区域では本件津波により水没又は流出して瓦礫と共に焼損した車両が多量に見分されていること（甲総34, 35）からすれば, F ビル南東側及び南西側付近を含む本件焼損区域内の瓦礫の中には, おびただしい量の木材等の可燃物ばかりでなく, ポリタンク入りの灯油のような燃焼促進物, ガスボンベのような爆発の可能性のある危険物のほか, 本件津波により一時浸水した車両も数多く含まれており, 更にそれらの車両内部にはガソリン等の燃料やバッテリーも存在したものと推認される。

その上, 前記1(1)ウのとおり, 本件津波により, A の南東ないし東側の気仙沼湾岸に設置されていたオイルタンク22基から重油等の燃料合計1万1521kL（推計値）が気仙沼湾岸の浸水地域に広く流出しており, 本件焼損区域内の土壌においてもA重油に相当する油性成分

が検出されている事実からすれば、**F** ビル南東側及び南西側付近の瓦礫や建物にも重油等の油性成分が付着して燃焼を一層促進し得る状態となっていた可能性が十分にあるものと認められる。

以上のように、本件火災の発生した当時、**F** ビル南東側及び南西側付近は、本件津波が原因となって、たとえわずかな火点であっても極めて火災の発生しやすい危険な状況となっていたといえることができる。

イ　ところで、証拠（乙総37, 84, 90, 92, 丙総4）及び弁論の全趣旨によれば、一般に、津波による水没又は浸水による電気系部品の水損のため車両から出火する場合があります。その機序の一例を挙げると、自動車部品には、許容電流を超える電流から回路を保護して発熱・発火を防止する電子部品であるヒューズが存在するところ、自動車が海水に冠水すると、海水によりヒューズに含まれる銅合金が溶解し、ヒューズが機能しなくなって電気回線の短絡（ショート）が生じ、バッテリーから回路に許容電流を超える電流が流れ続け、発熱・発火に至ることがあるものと認められる。

実際にも、証拠（乙総84, 90, 93）によれば、東日本大震災の各被災地において、津波により冠水した車両からの出火による火災が数多く発生し、その件数は少なくとも32件であり（乙総93）、その時期についてみても、同震災の発生直後に限らず、判明しているものだけでも、平成23年3月12日に2件（乙総93表1番号20, 79）、同月14日に3件（同番号5, 65, 75）、更に同月21日（同番号36）、同月23日（同番号81）及び同年4月6日（同番号55）にも1件ずつ発生していることが認められる。このように、東日本大震災において各地で津波により浸水した車両からの火災が多数覚知されていたところ、証拠（乙総37）によれば、同年3月30日、東北運輸局災害対策本部からも、「津波により海水に浸った車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、海水の塩分が原因となって、電気系統のショート等により車両火災が発生す

るおそれがある」として、注意を呼びかけている旨のプレスリリースが発出されていたことが認められる。

そうすると、本件においても、前記アのとおり、本件火災の発生前には、**F**ビル南東側及び南西側付近の大量の瓦礫等の中には津波により浸水し燃料やバッテリーを積載した車両が多数存在し、たとえわずかな火点であっても極めて火災の発生しやすい危険な状況となっていたことを踏まえると、この付近では、同年3月14日夜の時点においてもなお、本件津波により浸水した車両に電気系統の不良による発火が生じて火災が引き起こされる具体的な危険性があったと認められる。このことに加え、前記(1)アのとおり現に出火元であったとしてもおかしくない本件車両が存在することを併せて考慮すれば、(他の車両が出火元であった可能性までは否定し切れなくても)その出火原因が本件津波により浸水した車両内部の電気系統の不良による発火であった蓋然性は相当に有力である。

なお、**消防指令補作成の火災調査書(甲総34)**及び**火災原因判定書(甲総35)**においても、本件津波により水没流出して瓦礫と共に焼損した多数の車両の電気配線の被覆劣化やバッテリーの短絡などの電気系統の不良により出火に至った可能性は否定できないとされているが、以上に説示したところによれば、その可能性は、単に抽象的な意味で否定できないというだけではなく、具体的事実に支えられた相当程度現実味のあるものと認めることができる。

ウ　そして、本件火災は、以下のように本件津波の襲来後に火災が頻発する状況がなお継続していた平成23年3月14日夜に発生したものである。

すなわち、まず、証拠(乙総93)によれば、東日本大震災による津波浸水区域内の火災167件のうち、津波が原因で出火したと推定されるものは149件であり、そのうち同月11日当日に発生したのは82件、同月14日までに発生したのは累計110件、同月21日までに発生したの

は累計118件であり、同月12日から同月14日までの間に28件、同月15日から同月21日までに8件、更に4月にも9件もの津波による火災が発生していて、その出火原因についても、津波襲来後日時が経過するほど車両の電気配線からの出火が特に多くなる傾向があることが認められる。

また、証拠（乙総91（8ないし12頁））によれば、平成23年3月11日から同月31日までに消防本部管内で17件の火災が発生し、うち本件火災を含む13件については消防本部により東日本大震災に起因する火災と判定されており、その13件のうち2件は同月28日及び同月30日にそれぞれ発生していて、特に同日発生した火災は本件津波により被災して放置されていた車両から出火したものであることが認められる。これに対し、証拠（乙総38（69、70頁））によれば、平成22年に消防本部の管内で発生した火災は36件（1月当たり平均3件）であったことが認められるから、同管内では、東日本大震災の発生後、同震災のため火災が特に頻発していたことが明らかである。

このことを宮城県気仙沼市のうちA地区を含むB地区一帯に限って検討してみても、以下に掲げる証拠によれば、①平成23年3月11日午後3時30分頃にC地区内において出火して冷蔵工場を焼損した後、同月18日になって当該冷蔵工場付近に煙が見えるとの通報があり、現場到着時には堆積物がくすぶっていたため放水が実施されたこと（乙総91（68頁））、②同月11日午後4時頃にはR丁目及びS丁目において出火し、同月13日午後3時に消火活動が開始されて同月14日午後4時17分に鎮火されるまで、瓦礫となった建物等を焼損して4489㎡を焼失したこと（乙総91（58頁））、③同月11日の日没前にはA地区で本件焼損区域の南東側に隣接する入浴施設D付近において火災が発生していたこと（甲総42、

43), ④ ③と同一の火災である可能性もあるが, 同日午後4時30分頃にもA地区で火災が発生していたこと(乙総58(18頁)), ⑤同日午後6時25分に119番通報によりR丁目及びS丁目における火災が覚知され, 消火活動が実施されないまま一旦沈静化したものの, 同月14日午後1時43分に再度出火したこと(甲総47, 64), ⑥同月11日午後7時頃にはJR気仙沼線南気仙沼駅周辺にも火災が発生していたこと(乙総58(47頁))が認められる。そして, 証拠(調査嘱託の結果)によれば, 平成18年から平成22年の5年間に地区を含む気仙沼消防署及び同署南町出張所管内で発生した火災は, 合計99件で, 1月当たり平均1.6件にすぎなかったことが認められるから, 上記④ないし⑥のとおり, 地区において, 本件津波による被災の当日に火災が多発したのみならず, その火災が翌日以降にも継続したり, 一旦沈静化したものの数日後に再び出火することが続いたりする事態となっていたのは, 明らかに本件津波による被災が原因であると考えられる。そして, 本件火災も, そのような事態が継続している状況の下で発生したのであるから, やはり本件津波との関連性がうかがわれるというべきである。

エ 以上のような事情の下において, 本件火災が本件津波とはおよそ無関係に発生したものは到底考え難く, 仮に本件津波がなかったならば本件火災も発生していなかったのではないかと見るのが自然であるのみならず, 本件津波により浸水した車両からの電気系統の不良による発火が原因となって, これが乾燥した大量の可燃物, 燃焼促進物, 爆発の可能性のある危険物等を含む瓦礫や残存する建物に燃え移るという経過で本件火災が発生した蓋然性が相当程度有力に認められるのであるから, 他に本件津波とは無関係な原因によって出火した具体的な可能性が認められない限り, 本件火災は本件津波により引き起こされたものとみるのが経験則上相当である。

(3) たばこの不始末による出火の可能性

原告らは、① 平成23年3月13日や同月14日にはA地区でたばこを吸いながら歩いている者が数人目撃されていること、② たばこはまれに10時間以上経過してから発火することもあり、昼間捨てたたばこにより夜になって出火することも考えられること、③ 林野火災のうち9%はたばこが原因であり、林野火災が冬であっても相当数発生することが統計上明らかなので、冬の屋外であってもたばこによる火災は発生すること、④ 瓦礫は乾燥しており布団、布類、紙類なども多数存在していて出火の環境が整っていたことなどから、本件火災はたばこの不始末により出火した可能性が考えられると主張する。

確かに、証拠（甲総34、42）によれば、上記①の事実が認められ、火災原因判定書（甲総35）においても、たばこの火が重油混じりの本件津波により流失、倒壊した家屋等の瓦礫に着火して出火に至った可能性は否定できないとされている。しかし、これらの証拠によっても、本件火災発生当日の昼間にA付近において火の付いたたばこの投げ捨てなどが行われていた事実までは認められず、他にその事実をうかがわせる証拠もない。また、上記②及び③については、証拠（甲総119）によれば、たばこの火の不始末により出火に至るまでの時間については、原告らも認めるとおり通常は一、二時間程度であって、10時間以上などというのは極めてまれであると認められるし、原告らが挙げる証拠（甲総118ないし120）によっても、寒冷期の夜間に発生する林野火災においてたばこの火の不始末によるもの（特に何時間も経過した後に発生するもの）が少なくない割合で存在することまでは認めるに足りない。そうすると、上記④の事実を考慮しても、本件火災発生当日の昼間にFビル付近において火の付いたたばこの投げ捨てなどが行われ、その微小な火源が夜間まで消えることなく持続し、かつ、午後10時頃に至って発火したという可能性は、これを抽象的な意味

において完全には否定できないとしても、具体的に現実味があるものとは認めることができない。

なお、上記④の主張については、仮に本件津波により出火の環境が整っていたからこそたばこの火の不始末により本件火災が発生したとするならば、取りも直さず、本件津波と本件火災との間に条件関係が存在し、かつ、本件津波自体が上記のような環境を作出してたばこの火のような微小な火源からでさえも長時間経過後の出火を招く危険性を生じさせていたことになる。そうすると、結局、仮に上記のような環境下にあったが故にたばこの火の不始末によって出火した可能性が完全には排除できないとしても、かかる出火原因は、本件津波とは無関係とはいえず、むしろ本件津波との因果関係が肯定されるというべきである。

(4) 放火による出火の可能性

原告らは、① 東日本大震災の発生後も A 地区への立入りは十分に可能で、実際に平成23年3月12日から同月14日にかけての昼間には多くの住民等が A 地区に立ち入っていたこと、② 当時は被災地を狙った盗難被害が多発しており、不当な目的で A 地区に立ち入った者も相当程度いたと思われること、③ 本件火災の発見後早い段階で数箇所からの発火が確認されていることを根拠に、犯行動機は不明であるものの、少なくとも放火が可能であったことは確かであり、その蓋然性が高いとすらいえると主張する。

確かに、上記①及び②については、火災原因判定書（甲総35）においても、本件焼損区域への進入は困難ではあるが可能であることから、何者かが放火した可能性は否定できないとされている。しかし、前記(2)アのとおり、本件津波による被災後、本件焼損区域は、場所によって濃淡はあるものの、その大部分において、残存する各建物の敷地や道路上に流出した建物の部材、家財、車両等の大量の瓦礫が堆積する状況となっており、 F ビルの

南西側から南側の一帯においても、本件火災の発生当時、道路部分をも埋め尽くして多量の瓦礫が堆積していた。そして、証拠（証人■■■■，証人■■■■）及び弁論の全趣旨によれば、本件火災が発生した同月14日夜から同月15日未明にかけては、東日本大震災による停電及び本件津波による被災のため、本件焼損区域付近は明かりが全くなく、しかも瓦礫にはガラス片や釘などの鋭利な物も含まれていたことなどから、底に鉄板の入った長靴などの装備を身に付けた消防士でさえも常に身の危険を感じているような状況であったことが認められる。また、火災原因判定書（甲総35）でも指摘されているとおり、本件火災の発生当時に不審者等の目撃情報は存在しない。さらに、仮に窃盗や占有離脱物横領を行う目的で本件焼損区域に密かに侵入する者がいたとしても、それが直ちに放火に結びつくわけではないし、むしろ上記のような危険な状況で放火をしながら窃盗等を実行する場合には、犯人自身が逃げ場を失って火災に巻き込まれる危険すら高まるといえる。

そして、前記3(2)カで説示したとおり、原告らが上記③で指摘する複数箇所の火点の目撃情報は、一つの火災が複数の方向に延焼した状況を視認したものと認められるから、本件火災が放火によって生じたことを示すものとはいえない。

したがって、たとえ本件津波による被災後も昼間には多くの住民等が■■■■ A ■■■■地区に立ち入っていた事実があるとしても、本件火災が発生した午後10時頃にわざわざ身の危険を冒してまで上記のような状況の本件焼損区域に立ち入って放火する者がいたという可能性が具体的に現実味をもって存在するとは到底認められない。上記火災原因判定書が放火の可能性に触れているのは、およそ人が立ち入ることが不可能ではない場所で発生した火災一般について存在し得る抽象的な可能性を指摘したにとどまるものというべきである。

(5) 小括

ア 以上によれば、本件火災については、本件津波とは無関係な原因により

出火した具体的な可能性があるとは認められず、前記(2)エのとおり、本件津波により引き起こされたものとみるのが経験則上相当であって、そのことには通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持つことができるから、本件津波が本件火災という結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性の証明があるというべきである。

なお、火災原因判定書（甲総35）においては、電気関係やガスによる出火は否定されるが、たばこの火の不始末、放火又は車両からの発火により出火に至った可能性は否定できず、特定できない旨の理由から、出火原因は不明とされている。しかし、関係証拠によれば、本件津波により浸水した車両の電気系統の不良により出火に至った蓋然性が相当程度有力に認められるのに対し、たばこの火の不始末や放火により出火に至った可能性は抽象的なものにとどまると認められることは既に説示したとおりである。そして、証拠（乙総91（8，12頁））によれば、消防本部自身も、平成24年7月に発刊した「東日本大震災 消防活動の記録」と題する記録集においては、本件火災を東日本大震災によって発生した火災の一つと位置づけていることが認められるから、消防本部としても、いずれにせよ本件火災の原因は本件津波にあると認識しているものと考えられる。

したがって、本件津波と本件火災との間には因果関係が存在し、本件火災は本件津波により発生したものと認められる。

イ このように、本件火災は本件津波により発生したものであるところ、後記5(1)において述べるとおり、本件各目的物は、本件火災において出火場所からの延焼によりその全部又は一部が焼損したものと認められる（なお、共通争点②に関しては、仮に本件各目的物が本件火災の延焼先ではなく出火元であるとしても、以下の結論は左右されない。）。

したがって、まず、被告 Y1 は、被告 Y1 家庭約款（第1章4条(1)、別表1「当社が損害保険金をお支払いできない場合」②イ、第

2章4条(1)，別表2「当社が損害保険金をお支払いできない場合」②イ，第3章3条(1)，別表3「当社が費用保険金をお支払いできない場合」②イ)及び被告 Y1 事業者約款(第1章12条(2)②)の定めに基づき，本件火災において原告 X1 家財，原告 X1 店舗建物，原告 X1 店舗動産，原告 X5 2階建部分及び原告 X5 家財に生じた損害又は費用について，本訴において原告 X1 及び原告 X5 がそれぞれ請求する損害保険金，事故発生時諸費用保険金及び臨時費用保険金の支払義務をいずれも免責される。

同様に，被告 Y2 は，被告 Y2 特約条項2条2項(2)の定めに基づき，本件火災で原告 X1 居宅建物及び原告 X2 建物に生じた損害について，本訴において原告 X1 及び原告 X2 がそれぞれ請求する損害保険金及び臨時費用保険金の支払義務をいずれも免責される。

次に，被告 Y3 は，被告 Y3 火災約款16条2項(2)の定めに基づき，本件火災により原告 X3 2階建建物，原告 X3 家具類，原告 X61 居室及び原告 X61 家具類に生じた損害について，本訴において原告 X3 及び原告 X61 が請求する損害共済金又は特別費用共済金の支払をいずれも免責される。

また，原告 X62 に関しては，本件火災により原告 X62 建物に生じた損害につき，被告 Y3 総合約款3条2項，3項，8条2項(3)の規定に基づき，「損害の額×(共済金額×0.3)／共済価額」の算式により損害共済金の額を算定すると，原告 X62 建物は本件火災により全焼したのでその「損害の額」及び「共済価額」は同額であり，また，「共済金額」は1500万円であるから，結局，被告 Y3 が支払うべき損害共済金の額は450万円となるものと認められる(なお，仮に被告 Y3 新価条項1条1項により原告 X62 建物の新価特約が適用されるとし

ても、被告 Y3 新価条項 2 条、4 条 1 項(2)③の定めによれば、被告 Y3 が支払うべき損害共済金の額は、やはり 450 万円となるものと認められる。)。そして、前記基礎となる事実(4)オのとおり、被告 Y3 は、原告 X62 に対し、450 万円の損害共済金を支払済みである。

さらに、被告 Y4 は、被告 Y4 火災約款 2 条 2 項(2)の定めに基づき、本件火災において原告 X4 建物に生じた損害について、本訴において原告 X4 が請求する損害保険金及び臨時費用保険金の支払義務を免責される。

よって、共通争点②において被告らの主張する各抗弁は、いずれも理由がある。

5 共通争点③（本件各目的物に本件火災において生じた損害は本件火災が本件津波によって延焼又は拡大して発生したものか否か）についての判断

(1) 焼損が延焼によるものか否か

ア Aブロック及びBブロックについて

原告らは、Aブロックに存在した原告 X1 居宅建物、原告 X1 店舗建物及び原告 X4 建物並びにBブロックに漂着した原告 X3 2階建物については、平成23年3月15日午前1時過ぎの時点ではまだ焼損が及んでおらず、本件焼損区域の中ではかなり遅い時期に焼損したことを認めている。このように、これらの建物がいずれも他の場所で発生した本件火災において延焼により焼損したことについては、当事者間に争いが無い。

また、上記の事実によれば、原告 X1 家財、原告 X1 店舗動産、原告 X3 家具類についても、本件火災において延焼により焼損したものと推認することができる。

イ Fブロック及びGブロックについて

前記 3 (1) で説示したとおり、本件火災の出火場所は、F ビル

付近のうちその南東側又は南西側であり、より具体的には、Eブロックのうち■ F ■ビルから南東側の部分又はHブロックのうち北東側ないし中央の部分の範囲のいずれかの地点であると認められるから、Fブロックに存在した原告■ X2 ■建物及び原告■ X5 ■2階建部分並びにGブロックに存在した■ B ■荘及び原告■ X62 ■建物は、いずれも本件火災において延焼により焼損したものと認められる。

また、上記の事実によれば、原告■ X5 ■家財、原告■ X61 ■居室及び原告■ X61 ■家具類についても、本件火災において延焼により焼損したものと推認することができる。

(2) 本件津波による被災前の消防体制等の事実関係

そこで、本件津波と延焼との因果関係について検討する前提として、本件津波による被災前（仮に本件津波がなかったとした場合）の消防体制等についてみると、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア ■ A ■に近い消防署等としては、宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈所在の消防本部本体及び同所に併設されている気仙沼消防署、そして同市南町所在の同署南町出張所が存在した（乙総38（14, 15頁）、91（20頁）、弁論の全趣旨）。■ F ■ビル付近までの車両走行距離は、消防本部及び気仙沼消防署からは約2.3 km、同署南町出張所からは約1.6 kmであった（弁論の全趣旨）。

イ 消防の職員数は、消防本部が32名、気仙沼消防署が38名、同署南町出張所が14名であり、持続的な放水能力を有する消防車両としては、消防本部がポンプ車を1台、気仙沼消防署がポンプ車を2台及び化学車を1台、同署南町出張所がポンプ車を2台、それぞれ保有していた（乙総91（20頁）、証人■ ■, 弁論の全趣旨）。

ウ 平成18年から同22年の5年間に気仙沼消防署及び同署南町出張所管

内において消防隊が119番通報又は加入電話による通報を受けて出動した火災及び自己覚知により出動した火災は82件であったところ、火災覚知から消防隊が最初に現場に臨場するまでの所要時間は平均約8分21秒であった（調査囑託の結果、弁論の全趣旨）。

また、上記82件の火災のうち実際に放水による消火活動が行われた56件については、現場臨場から放水開始までの所要時間は平均約3分、放水開始から鎮火までの所要時間は平均約37分であり、放水開始から1時間未満で鎮火に至ったものが約93%を占めていた（調査囑託の結果、弁論の全趣旨）。

エ ■ A ■ 地区を含むJR気仙沼線南気仙沼駅付近では、おおむね半径100mごとに消火栓が設置されており、同駅前には防火水槽も設置されていた（乙総91（66頁）、弁論の全趣旨）。

オ 本件焼損区域を北西から南東に横切る2本の道路の幅は、■ E ■ 公園の北東側の道路につき約11m、■ F ■ ビルの南西側の道路につき約8mであり、これらと直交する2本の道路の幅は、■ E ■ 公園の北西側の道路につき約6m、■ E ■ 公園の南東側の道路につき約8mであった（丁総10、弁論の全趣旨）。

(3) 本件津波と延焼との因果関係の有無

ア 本件地震及び本件津波が発生していなかった場合の焼損範囲

上記(2)で認定した事実及び弁論の全趣旨によれば、本件津波による被災前には、気仙沼消防署及び同署南町出張所の管内においては、消防の体制は整っており、もし火災が発生しても、市街地であればまずは付近住民等による初期消火活動が行われることも期待できた上、消防も119番通報等により速やかに火災発生を覚知した上で、平均所要時間8分21秒で火災現場に臨場し、その平均約3分後には放水を開始して、ほとんどの場合には1時間未満で鎮火に至っていたものと認められる。そして、このこ

とは、火災の発生地点が本件焼損区域内であっても同様であり、むしろ前記(2)アの車両走行距離に照らすと、**■ F ■**ビル付近が火災現場であれば、気仙沼消防署南町出張所からは上記平均所要時間（約8分21秒）よりも短い時間で臨場することができた可能性が高いものと考えられる。

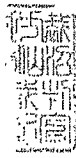
そうすると、仮に本件地震及び本件津波がなかったならば、たとえ本件焼損区域内で火災が発生していても、異常な強風が吹くなどの特段の事情がない限り、その焼損範囲は、当初の出火場所にとどまるか、仮に延焼しても当該出火場所に隣接する建物等に限られ、前記(2)オの各道路で隔てられた他のブロックにまで延焼することはあり得なかったものと推認することができる。そして、本件火災が発生して延焼していた間、本件焼損区域付近において異常な強風が吹いていたというような事実がないことは明らかであり（前記3(2)ウ(イ)参照）、上記の特段の事情は認められない。

ところが、実際には、本件火災においては、出火場所と認められる**■ F ■**ビル付近の南東側又は南西側（Eブロックのうち**■ F ■**ビルから南東側の部分又はHブロックのうち北東側ないし中央の部分の範囲のいずれかの地点）から、本来は道路により隔てられていたAブロック、Bブロック、Fブロック、Gブロック等の他のブロックにも延焼しているところ、本件津波がなければこのような延焼は生じなかったのであるから、本件津波と当該延焼との間には条件関係が認められる。

そして、このような条件関係の存在に加え、本件火災が本件津波による被災後3日余りが経過したにすぎない時期に発生したことを踏まえれば、その事実だけからも、本件津波による被災が原因となって上記延焼が生じたという因果関係が存することがうかがわれる。

イ 本件津波による消火阻害要因

本件火災において、本件津波による被災が原因となって出火場所からAブロック、Bブロック、Fブロック、Gブロック等に延焼が及んだことに



については、以下のような消火阻害要因の存在からも裏付けられる。

(7) 住民等による初期消火が行われず消防の覚知も遅れたこと

まず、本件火災においては、出火場所付近の住民等による初期消火活動が行われた形跡がない。また、消防による覚知も、前記1(3)アのとおり平成23年3月14日午後10時34分に気仙沼湾の対岸から消防隊員が炎を確認して通報したことによるものであるところ、仮に本件津波による被災がなければ市街地であるAにおいて発生した火災がこのように遠い位置から目撃されるに至るまで消防に覚知されないまま燃焼を継続するということはあり得なかったものと考えられ、本件火災の覚知が通常よりも遅かったことは明らかである。

そして、上記のように住民等による初期消火活動が行われず、消防の覚知も遅れた要因としては、本件津波による被災のため、A付近全体が被災して大量の瓦礫が堆積する状況となり、同日夜の時点では周辺住民のほとんどが自宅から避難していたものと推認され、また、一部のビルの上層階にとどまっていた住民が仮に出火直後に本件火災に気付いていたとしても、本件津波により水道、電気、電話線、携帯電話網等のライフラインが寸断されており、明かりもない中で初期消火活動や消防等への通報を行うのは極めて困難であったと推認されること、証拠(乙総91(35頁))によれば同月11日午後7時10分頃以降には消防本部における119番通報システムがNTT回線の被災のため受信不可となっていたと認められることを指摘することができる。

(イ) 現場臨場までの遅れ

本件火災においては、前記1(3)イのとおり、覚知から約27分後の平成23年3月14日午後11時1分に消防指令らが最初に出動しており、さらに、前記3(1)エのとおり、覚知からおよそ1時間ないし1時間30分後の同日午後11時30分頃ないし同月15日午前0時頃

に至ってようやく[]消防指令が火災の現場に到着している。

このように消防において火災の覚知から出動を経て現場臨場に至るまでに通常（前記(2)ウの平均所要時間約8分21秒）よりも大幅に長い時間を要した原因について検討すると、次のとおりいずれも本件津波に起因する事情があったものと認められる。

すなわち、まず、証拠（乙総91（17, 43ないし45頁））によれば、[A] []に最寄りの消防施設であった気仙沼消防署南町出張所が本件津波により被災して使用できなくなり、同出張所隊は同月12日以降消防本部及び気仙沼消防署の所在する防災センターに移動して活動を行っていたことが認められる。

次に、証拠（乙総91（8ないし12, 49ないし53, 60ないし63, 86, 87頁）, 証人[], 証人[]）及び弁論の全趣旨によれば、本件火災の発生当時、宮城県気仙沼市においては、本件火災以外にも、[L]地区, [Q]地区（同市[], [], [], []を含む。）及び気仙沼大島において大規模な火災が発生しており、消防の人員が分散していた上、東日本大震災の発生以来、救助活動や消火活動のための出動が相次いでいたため、ホース等の資機材をあらかじめ準備しておくことができず、出動の都度車載する必要があるため、これに時間を要していたことが認められる。

さらに、前記1(3)アのとおり、本件火災発生を覚知した際の通報内容は、同市[S]所在のホテル[N]方面に炎が上がっているという漠然とした情報にとどまっていた上、証拠（甲総135（写真番号②, ⑧, ⑩）, 136, 乙総54（44, 45頁）, 55（41頁）, 94, 証人[]）によれば、消防本部及び気仙沼消防署から同町へ向かう最短の経路は、東浜街道を北上して同市[T]付近で北東方向に右折し、[J] []を通過して同市[S]方面に向かうというものであるところ、その途

中の同市■■■■において交差するJR気仙沼線のガード下（アンダーパス）には瓦礫等が堆積しており車両では通行できない状況であったため、■■■■消防指令らは、同市■T■付近で右折せずに東浜街道を更に北上して同市■U■経由で同市■V■方面へと北側から大きく迂回する遠回りの経路を採らざるを得なかったことが認められる。

これらに加えて、前記1(3)イないしエのとおり、■■■■消防指令は、ポンプ車で■■■■ビル南側交差点付近まで到着した後、徒歩で進行して火災現場を確認しているところ、証拠（証人■■■■）及び弁論の全趣旨によれば、同交差点付近から先には瓦礫等が堆積しており車両が進行することはできず、■■■■消防指令は、徒歩でそれらを乗り越えながら足下を照らすヘッドライトのみを頼りに暗闇の中を進行し、しかも同市■R■丁目付近に到着した時点で当初想定された同市■S■方面（進行方向左手）ではなく南西方向（進行方向右手）の建物の後方が赤く照らされていることを確認して南西方向へ更に徒歩で進行して、3か所に火災を発見した後にも瓦礫の堆積等によりその位置が直ちには判明しなかったため現場付近を検索した末にようやく■■■■F■■■■ビルの南東方向と特定するに至ったという経緯であったため、火災現場の確認までに特に長い時間を要したことを認めることができる。

(ウ) 放水開始までの遅れ

また、本件火災においては、前記1(3)オのとおり、平成23年3月14日午後11時30分頃ないし同月15日午前0時頃に初めて消防隊員が火災現場に臨場してから約1時間30分ないし1時間が経過した後の同日午前1時5分によりやく放水が開始されている。

本件津波による被災前には臨場後平均約3分間で実施可能であった放水開始が上記のように大幅に遅れた原因については、以下のような事情によるものであり、やはり本件津波による被災に起因するものと認めら

れる。

すなわち、前記1(1)ア及びイ並びに同(3)ウ及びオの事実に加え、証拠(乙総91(64頁)、証人■■■■)及び弁論の全趣旨によれば、本件津波のため、■■■■消防指令らが臨場した当時、■■■■ビル南側交差点付近から■■■■A■■■■付近の道路及び街区は多量の瓦礫で埋め尽くされており、消火栓や防火水槽といった直近の水利が使用不能であったため、気仙沼市■■■■K■■■■付近の岸壁から取水し、一部については他の火災の消火活動のため設置されていたホースも活用しつつ、計3台のポンプ車を介して合計約900mにわたってホースによる海水の中継送水を行う必要があったところ、その際には、消防隊員が約30kgもの重さのあるホースを背負って折り重なった不安定な木材、堆積した泥、倒壊した家屋の屋根などの上を移動しながらホースの延長作業を行わなければならなかったこと、仮に一旦誤った方向にホースを延ばしてしまうと正しい方向にホースを移動させるのは困難であるため、ホースの延長作業は火点を確認した上で行う必要があり、その確認に前記(イ)のとおり時間を要した結果、放水開始も遅くなったことが認められる。

(エ) 焼け止まりまでの遅れ

本件火災においては、上記(ウ)のとおり平成23年3月15日午前1時5分に最初の放水が開始されているが、前記基礎となる事実(3)イのとおり、鎮火に至ったのは出火から12日目の同月25日で、鎮圧についても放水開始から19時間以上経過した後の同月15日午後8時20分であった。また、更に遡って延焼が止まった時点について検討しても、前記1(3)キないしケの事実によれば、本件焼損区域の北西側ないし南西側からの放水が開始された同日午前5時30分頃以降は、Cブロックを除き、おおむねこの付近の延焼は阻止されており、また、その時点では特段の消火活動が行われていなかった本件焼損区域の南東側について

も、上記放水の開始後に■■■■消防指令が本件火災の現場を一巡したところ、本件焼損区域の南東側に隣接する入浴施設（■■■■）の建物には延焼していなかったというのであるから、逆に言えば本件焼損区域の南東側のFブロックやGブロックはおおむねこの時点までに既に焼損し、かつ、本件焼損区域の外周の限度で焼け止まっていたものと推認される。

そうすると、本件津波による被災前には最初の放水開始から平均約37分（90%以上の確率で1時間未満）にて鎮火にまで至っていたにもかかわらず、上記のように本件火災においては鎮火までにこれを大幅に超過する日時を要し、おおむね延焼が止まっていたことが確認できる時点ですら出火から7時間以上経過した後であったということになるが、その原因についても、以下のとおり、本件津波による被災によるものと認められる。

すなわち、まず、■■■■消防指令らが最初に放水を開始した際には、前記(イ)及び(ウ)のとおり事情により、気仙沼市■■■■K付近の岸壁から約900mにも及ぶ長距離送水を余儀なくされたため、前記1(3)オ及びカのとおり、有効注水とはならず、応援のため現場に入った渋谷第1小隊の■■■■消防指令補も放水の圧力が足りず消防力劣勢で消火不能と判断しており、その後、上記放水は中止され、本件焼損区域の東側においては延焼を放置せざるを得ない状況となっていたものと認められる。

次に、証拠（乙総91（64頁）、証人■■■■）によれば、平成23年3月15日未明の時点では、消防本部及び気仙沼消防署には、持続的な放水能力を有する消防車両としては消防本部のポンプ車1台及び気仙沼消防署の化学車1台が残っており、■■■■消防指令を始めとする消防隊員らも待機していたところ、前記(イ)のとおり本件火災の発生当時、宮城県気仙沼市においては、本件火災以外にも複数の地区において大規模な

火災が発生していた上、東日本大震災の発生以来、救助活動や消火活動のための出動が相次いでいたことから、更なる救助要請や火災発生にも備えておく必要があり、直ちにすべての消防車両を出動させるのはためらわれる状況であったが、同日午前5時前には、このまま本件火災を放置すれば北西側ないし北側に拡大して本件津波により被災していない高台の住宅地や気仙沼市民会館等の避難所にも延焼が及ぶことが懸念される事態に至り、やむを得ず■■■■消防指令らが上記ポンプ車、化学車等により出動するに至ったことが認められる。仮に本件津波による被災がなければ、■■■■消防指令らによる遠距離送水のみによって消火活動が行われるなどということはある得ず、応援部隊も早期に多数駆け付けていたはずであるところ、上記のとおり、■■■■消防指令らの出動及び本件焼損区域の北西側及び南西側からの消火活動の開始が遅れたことが、本件津波による被災に起因していることは明らかである。

(オ) 消火阻害要因のまとめ

仮に本件津波による被災がなければ以上のような消火阻害要因が存しなかったことは明らかであり、本件火災におけるAブロック、Bブロック、Fブロック及びGブロックへの延焼が本件津波に起因することは、これらの消火阻害要因の存在からも優に認定することができる。

ウ 本件津波による延焼促進要因

ところで、通常在市街地での火災においては、建物間に存在する道路、駐車場、庭のような空間が延焼を食い止め、又は遅延させる機能を果たすものと考えられるのに対し、本件火災においては、本件津波による被災のため、そのような空間の大部分にも瓦礫等が堆積しており（前記1(1)イ）、しかもその瓦礫等は乾燥した大量の可燃物、燃焼促進物、爆発の可能性のある危険物等を含んでいたことから（前記4(2)ア）、かえって延焼が促進されたものと考えられる。

また、本件焼損区域内の各建物の中には、本件津波により流失に至らなくても、戸や窓、外壁等が破壊され、開口部が大きく開いていたものも多かったと推認され（前記1(2)参照）、そのような建物は耐火性能が低下して延焼が促進された可能性が高い。

さらに、前記1(1)ウのとおり、本件津波により、**A**の南東ないし東側の気仙沼湾岸に設置されていたオイルタンク22基から重油等の燃料合計1万1521kL（推計値）が気仙沼湾岸の浸水地域に広く流出しており、本件焼損区域内の土壌においてもA重油に相当する油性成分が検出されている事実からすれば、本件焼損区域内の瓦礫や建物にも重油等の油性成分が付着して延焼を一層促進し得る状態となっていた可能性が十分にある。

このように、本件火災においては、本件津波による被災に起因する以上のような事情からも、Aブロック、Bブロック、Fブロック及びGブロックへの延焼が促進され、又は促進された可能性があるものと認められる。

エ 因果関係の存否

以上によれば、前記アのとおり、仮に本件地震及びこれによる本件津波がなければ、**F**ビル付近の南東側又は南西側（Eブロックのうち**F**ビルから南東側の部分又はHブロックのうち北東側ないし中央の部分の範囲のいずれかの地点）の出火場所から他のブロックにまで延焼が及ぶことはあり得なかったのであるから、本件津波と上記延焼との間に条件関係が存在することは明らかである。

そして、前記イのとおり、本件津波による被災のため、本件火災に対する消火活動には様々な阻害要因が生じ、そのため実際にも消火活動がますます遅れていったのであり、更には前記ウのとおり本件津波による被災は延焼を促進する要因ともなっていたのであるから、上記出火場所からAブロック所在の原告**X1** 居宅建物、原告**X1** 家財、原告**X1** 店

舗建物，原告 X1 店舗動産及び原告 X4 建物，Bブロックに漂着していた原告 X3 2階建建物及び原告 X3 家具類，Fブロック所在の原告 X2 建物，原告 X5 2階建部分及び原告 X5 家財並びにGブロック所在の原告 X61 居室（B 荘），原告 X61 家具類及び原告 X62 建物にまでそれぞれ延焼が及んだ原因が本件津波にあることは経験則上明らかであって，そのことには通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持つことができる。したがって，本件においては，本件津波が上記の各延焼という結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性が証明されているというべきである。

(4) 原告らの主張に対する判断

ア 原告らは，仮に本件焼損区域の西側からの消火活動がより早期に開始されていればAブロックやBブロック所在の各建物への延焼を防ぐことができたはずであるから，当該各建物への延焼については，本件津波との因果関係は存在しない旨を主張する。

しかしながら，そもそも，前記4(2)アのとおり，本件津波による被災後，本件焼損区域は，場所によって濃淡はあるものの，その大部分において，残存する各建物の敷地や道路上に流出した建物の部材，家財，車両等の大量の瓦礫が堆積する状況となっていたところ，証拠（甲総135（写真番号⑨，⑩），136，証人 〇〇〇）及び弁論の全趣旨によれば，本件焼損区域の北西側及び南西側についても，化学車が部署した M ビル前や E 沿岸の土手から本件焼損区域の内側に進入するのは困難で，少なくとも車両での進入は不可能であったことが認められる。そうすると，前記1(3)きないしけのとおり，本件焼損区域の北西側において G 荘（Aブロック①建物）と H （Dブロック②建物）より北西側の延焼阻止線付近で実際に延焼の阻止がおおむね成功したのは，逆に言えば，放水が開始された平成23年3月15日午前5時30分頃の時点で，既にその

付近まで延焼が及んでおり、火点に対し比較的近距離からの放水が可能であったからであると考えられる。そうであるならば、仮に、本件焼損区域の北西側及び南西側において、 消防指令ら、東京消防庁及び消防団が実施したのと同じ位置から同様の放水がより早い時間帯に行われていた場合であっても、そのために実際よりも焼損範囲が小さくて済んだとは即断できないのであり、かかる場合にAブロックやBブロックの各建物にまで延焼が及ばなかったであろうことを認めるに足りる証拠はない。

また、仮に原告らの上記主張を前提としても、前記(3)アのとおり、もし本件津波がなければAブロック及びBブロックの各建物にまで延焼しなかったであろうことは明らかであり、本件津波と当該各延焼との間に条件関係が存在することは全く左右されない。そして、原告らが指摘する 消防指令らによる本件焼損区域の西側（北西側及び南西側）からの消火活動が出火から7時間以上が経過した平成23年3月15日午前5時30分頃によりやく開始された経緯及び原因については、前記(3)イにおいて説示したとおりであり、当該消火活動が遅れたこと自体が本件津波による被災に起因しているというべきであるから、本件津波とAブロックやBブロック所在の各建物への延焼の間に因果関係が存することは明らかである。

したがって、原告らの上記主張を採用することはできない。

イ また、原告らは、上記主張と関連して、宮城県気仙沼市には東京消防庁から多数の応援部隊が訪れていたから同応援部隊に救援を要請することは可能であり、特に気仙沼消防署長は平成23年3月15日午前0時20分頃には本件焼損区域の西側に部署していたのであるから東京消防庁と連携して同西側からの早期消火を行うよう指示することができたはずであると主張する。

しかしながら、前記アのとおり、仮により早い時間帯に本件焼損区域の北西側及び南西側からの放水が行われていたとしても、そのことによって

Aブロック及びBブロック所在の各建物に延焼することがなかったとは必ずしも認められない。

また、仮に原告らの上記主張を前提としても、前記アのとおり、なお本件津波とAブロック及びBブロックの各建物への延焼との間に条件関係が存在することは明らかである。そして、証拠（甲総21ないし32）によれば、原告らが指摘する東京消防庁からの応援部隊のうちの消火部隊は、いずれも同月11日の東日本大震災の発生及びこれによる各地の被災を受けて同月13日ないし14日に東京都内を出発し、同月14日昼頃又は深夜に同市内に到着したばかりで、基本的には同市L地区での大規模な火災への対応に当たることが予定されおり、同日夜には現に一部の消火部隊が同地区において活動を行っていたと認められる。また、応援部隊を受け入れる側の消防本部や気仙沼消防署においても、東日本大震災の発生後、各消防職員において不眠不休に近い形で救助活動や消火活動に忙殺されていたことは容易に推察され（L消防指令も同旨の証言をしている。）、本件火災の発生までに東京都指揮隊と消防本部や気仙沼消防署との間で一体的な部隊運用を行うための連絡、調整、情報交換等を十分に行う機会があったか否かも証拠上明らかではない（なお、L消防指令及びM消防指令も、気仙沼消防署長や消防本部が東京消防庁と何らかの協議や連携をしていたのではないかと推測している旨を証言しているにすぎない。）。してみれば、仮に気仙沼消防署長においてより早期に東京消防庁と連携して本件焼損区域西側からの消火活動を行うよう指示をすることが可能であったにもかかわらずそれらが実行されなかったがためにAブロックやBブロックに延焼が及ぶ事態となったのだとしても（当裁判所はそのような事実を認定するものではない。）、以上で摘示した事実関係に加え、そもそも本件津波がなければ東京消防庁からの応援部隊の存在もあり得ず、同応援部隊との連携等の問題も生じ得なかったことをも踏まえると、上記のよ

うな事態は、本件津波により引き起こされた災害と断絶した無関係な事由でないことが明らかであり、むしろその異常な影響下にあったからこそ生じたものとみるのが経験則上相当である。そうすると、上記事態の発生もまた、本件津波が原因となって延焼が広がるという相当な因果の流れの範囲内にとどまる出来事であったというべきであるから、本件津波とAブロック及びBブロック所在の各建物への延焼との因果関係の存在を否定することはできない。

したがって、原告らの上記主張もまた、採用することができない。

(5) 小括

このように、本件津波と本件火災における本件各目的物への各延焼の間にはいずれも因果関係が存在し、当該各延焼は本件津波により生じたものと認められる。

したがって、この点からも、前記4(5)イにおいて説示したとおりの約款等の適用により、被告らは本訴において原告 X62 を除く原告らが請求する保険金又は共済金の支払義務をいずれも免れ、また、被告 Y3 は原告 X62 に対して支払義務を負う額の損害共済金を支払済みであるから、共通争点③において被告らの主張する各抗弁もまた、理由がある。

6 結論

以上の次第であって、原告 X1、原告 X2、原告 X4、原告 X5、原告 X61 及び原告 X62 の関係では、共通争点②及び共通争点③において被告らの主張する各抗弁にいずれも理由がある。また、原告 X3 関係では、共通争点①において原告 X3 が主張する共済事故が生じたとは認められず、仮に共済事故があったとしても、共通争点②及び共通争点③において被告 Y3 の主張する各抗弁はいずれも理由がある。したがって、共通争点①のうち前記2(3)で判断を留保した点やその余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求は、主位的請求及び予備的請求のいずれについても全部理由がない。

よって、原告らの請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所気仙沼支部

裁判官 一 原 友 彦